

1983. 3

伊  
寺  
水  
門

石卷市史編纂資料 第六集

石卷市史編纂委員会

# 石巻市史編纂資料

## 第 6 集

目 次

- |                     |                           |           |    |
|---------------------|---------------------------|-----------|----|
| 1.                  | 宮城県の板碑·····               | 佐藤雄一····· | 2  |
| —型式の伝播と初発期板碑を中心にして— |                           |           |    |
| 2.                  | 葛西氏系図「高野山葛西坊五大院所蔵葛西氏系図」   |           |    |
|                     | 中村氏系図「中村達雄氏所蔵中村家譜」·····   | 石垣宏·····  | 14 |
| 3.                  | 和船時代の漁業習俗·····            | 鈴木東行····· |    |
|                     | —陸前月浦浜—                   |           |    |
| 4.                  | 旧北上川下流河川敷の植物について·····     | 佐々木豊····· | 56 |
| 5.                  | 座談会「市史編さんに関する構想と問題点」····· |           | 57 |

# 宮城県の板碑

—型式の伝播と初発期板碑を中心にして—

佐藤 雄

一

ついて、武藏型板との関連を通して論じてみたいと思う。

宮城県の板碑が、少數ではあるが、松平定信によつて「集古十種」に紹介されてから久しい。この「集古十種」の紹介をのぞいては江戸時代における宮城県の板碑に関する研究は皆無であろう。文明開化の明治に入り、関東地方、特に埼玉県を中心としたいわゆる武藏型板碑の研究が盛んになり、板碑の源流について、いろいろと論議が重ねられてきた。

東北地方の板碑に関する研究も、この流れの中に進んできたのであるが、残念ながら、板碑の形式論、あるいは年代の分布状況の把握に重点が置かれ、中世期の遺物である板碑が、中世期の歴史史料として、歴史に重ね合わされる關係からは論ぜられることはあまりなかったのではないか。板碑発生の源流をどこに求めるにせよ、板碑は人間の手によって造立され、文化の伝播によって、もっと直接的に考へるならば、その文化になつてゐる人間の移動によつて日本全国にひろまつたといつてよい。人間の移動と文化の伝播、この切りはなすことのできない両者の關係は、現代社会におけるマスメディアの発達によつて、この両者の關係は分断され、視覚による文化の伝播といふことが主流になりつつある。これによつて、全國にわたつて文化の画一化が進行しているのである。

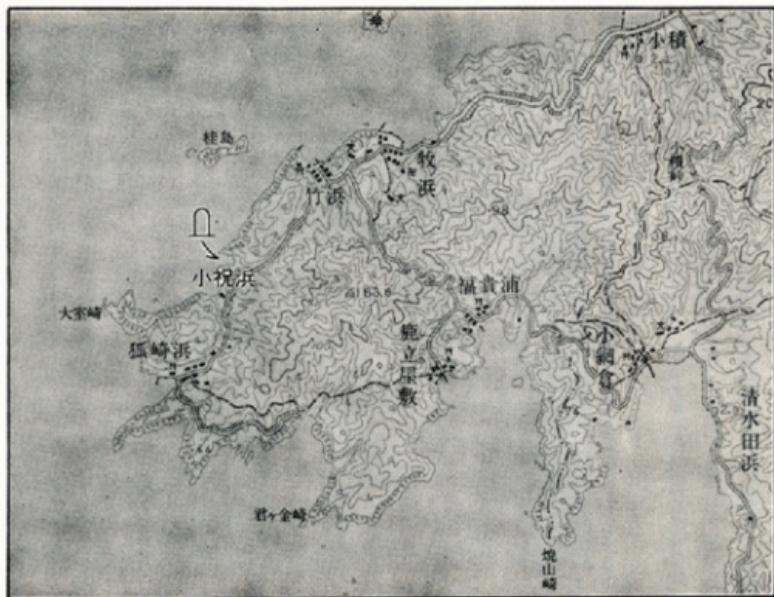
鎌倉期中頃より盛んでいた板碑は、いわれるやうに石造塔婆としての意味を失うことなく、全国に分布していく。各地にいろいろの形のものを生み出した。しかし、板碑の研究は地方における形の差異を論ずることも大切であるが、板碑は石製塔婆であることの意味は、それ以上に大切なことのように思える。本稿では武藏型板碑をその祖として発達分布していくと見られる宮城県の板碑について、第1に、その形について、第2に宮城県における初発期板碑について、第3に板碑の内容に

板碑の源流をどこに求めるかということについては服部清道、千々和実等、先学の議論があるが、ここでは、いわゆる板碑の形の伝播ということに視点をおいて考察することにする。

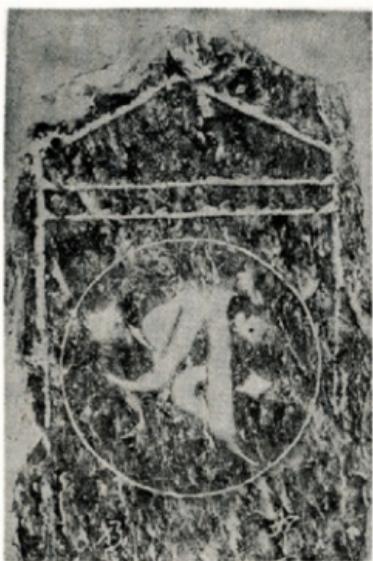
板碑の祖型と考へられている武藏型板碑の形は、偏平にして、長方形であり、その頭部は等辺三角形をなし、頭部と身部との間に二条の切り込みがあるとされている。<sup>(5)</sup> そして、これらの形が板碑の原型的なものと考へられている。この考へ方は板碑の源流をどこに求めるにせよ、形を論ずる際には度外視できないものであろう。板碑の形を論ずる際には、ここを出发点として議論が進展しているのである。服部清道氏は、この武藏型板碑をもつて、形式、内容ともによく統一され、あらゆる点において健やかな発達を遂げたものであるとされている。そして、このことを板碑形式論の原点に据えて、各地方の板碑を論ぜられ、下総型板碑は武藏型板碑のようないくとして扁平な方形の石材を用い、頭部は武藏型板碑をうけて三角形をなしているが、方形のものも少なくないとき、二条の切り込みが無いものが多いとしている。全体としては高さに比して、横ひろがりのものが多いため、下総型板碑に双式板碑型をとることが多いといふことの理由をこのへんに求められているようである。<sup>(6)</sup> また東北型板碑については、東北六県における板碑の形を考察され、各県の特徴をそれぞれ、磐城、岩代の板碑は、板碑というには分厚すぎる感じであり、白河郡山方面のものは、頭部を三角形にして額を前に突き出し、二条線を施し、九州型の板碑に類似性を示しているとしている。宮城県地方の板碑については主として陸前地方の板碑として、その範囲はいわゆる仙台平

野に分布し、中心を登米、桃生、牡鹿の三郡としている。そして、形は概して粗野で、材料の選択もまた自由であり、特に牡鹿郡（現石巻市中心）を中心に井内石と称する粘板岩質の石材を用いた薄手のものが発達し、その余波は岩代、伊達、信夫両郡地方にも及んでいたとしている。<sup>(6)</sup> さらに、その大きさは小は五、六寸より、大は六尺或は一丈に及び、厚さは四、五寸位のものが普通であるし、形態的特徴は、加工を加えないと切り出したままの石材を用い、既成板碑の形式にはまったく無関心なることと、このことは大いに注意すべきであると、研究者の関心をうながしている。さらに服部氏は井内石は粘板岩質であるので、比較的加工を施し易いにもかかわらず、殊更に加工せず、原石材の粗野な姿を留めていることは、下總型板碑が岩質の飯岡石を加して、一定形をつくろうと努めているにもかかわらず、平澤産石の板碑がかえって、それを考慮しないと同じように、板碑の概念が形式をともなはずして思想的ないし、内容的にのみ輸入伝播せられた結果に基づくもので、清水東四郎氏は、宮城県下一千基の古碑のうち、未だ板碑形のものを見ないとい、この傾向は北上して陸中に入つて、ますます露骨になっていくとしている。以上の服部氏の論は大筋において承認されるべきもので、現在でもその価値は失ってはいないと思う。しかし、登米、桃生、牡鹿郡（石巻市が主）に密集しているとされる宮城県の板碑が、概ね板碑の形式によつたく無関心で、板碑の概念が形式をともなわないで、思想的ないし内容的にのみ移入伝播されたものなのであらうか。先進地域の文化を受け入れるのに、その形式にこだわらず、思想的、内容的にのみ伝播移入されるものなのであらうか。少なくとも筆者は、文化の移入はまずその形からと考へたい。板碑が頭部三角形、二条線ということが板碑の形における主要

な要因であるとするならば、宮城県の板碑にもその痕跡があつてもよいのではないかと考えるのである。清水東四郎氏は宮城県内において、明治四十年代ではあるが、頭部三角形、二条線の形の板碑は、これを確認せずといつており、かつて松本源七氏によつて、武藏型板碑に近いものが県南に一基確認された報告があった。しかし、この板碑については現在は不明であるとされる。たしかに、宮城県内における板碑の初発期と観察される文永年間から、建治・弘安年間にいたる板碑には、頭部三角形、二条線の刻まれたものはない。その限りにおいては服部氏の主張は正しいと思う。しかし、筆者は宮城県の板碑に、頭部三角形、二条線の刻されてある、はつきりと二条線の確認できるものをそれぞれ一基ずつ確認することができた。前者は牡鹿半島狹崎小祝浜のある親應二年、舟を主導とする一尊稚子板碑であり、後者は大崎平野の中心、古川市堤根天寿庵の阿弥陀三尊板碑である。



(小 祝 浜)



(板 碑 頭 部 の 部 分 図)



(板 碑 全 図)

孤崎小祝浜は石巻市ではあるが旧萩浜村であり、石巻市内からは乗用車で三十分もかかり、牡鹿半島部に属する地である。孤崎浜周辺にはスケカリ浜の板碑群をはじめ、小祝浜にも(A)の板碑のほかに六基の板碑が確認されている。(A)は材質は粘板岩、全身一三四疊、最大幅三十五疊、慈父一周忌のために觀応二年十一月造立、種子は勢至菩薩である。宮城県における板碑の初発期を一応文永九年を最上限に、建治・弘安年間頃とすると、(A)の觀応二年（北朝、一三五二）の碑は、初発期以来すでに八十年あまり後に造立されたものである。このような武藏型板碑の原型ともいえる頭部三角形、二条線のある板碑が、この時期になって、しかも宮城県では、板碑の密集地帯とされる登米・桃生郡の地域にではなく、さらに牡鹿郡（こく）では（石養・福井を中心とした地域をさす）にではなく、石巻からすれば牡鹿半島の遼遠の地に造立されているのであろうか。かつては宮城県南に上部三角形・二条線の板碑が確認されたことが報ぜられたことがあったというが、現在はその所在は不明とされ、その拓本すらも本物であるかどうかを検証することができないといふ。このような状況のもとで、それが武藏型板碑のように完全に成形されたものではなく、碑面に線刻されたものであるとはいえ、(A)の板碑にみられる頭部三角形、二条線の板碑は宮城県の板碑研究に貴重な素材をあたえてくれるものであると思う。



(頭部前部分図)

(全體図)

はっきりと頭部を三角形に加工したものと認められるものが多数存在する。板碑の頭部三角形、二条線がはっきりと現われているということであり、狐崎小祝浜の鷹巣二年の碑を中心にして板碑形式の伝播ということを論じてきたのであるが、これを傍証するものとして、次の④古川市堤根天寿庵の弘安二年（一二七九）碑および、⑤石巻市南境妙見八幡神社、元応六年の（一一三一九）碑を提示する。

④古川市堤根天寿庵、弘安二年阿弥陀三尊板碑

寿庵の弘安二年（一二七九）碑および、⑤石巻市南境妙見八幡神社、元応六年の（一一三一九）碑を提示する。

⑤ 石巻市南境妙見、八幡神社、元応六年碑



みのある板碑である。

この板碑の頭部の区画線は、武藏型板碑の頭部之留形に通じるものがあるのではないだろうか。この碑の頭部全体が区画線に合わせて調整されているのを観察することができる。

以上、④、⑤の三基の觀察から、通常、東北型板碑として、その形態が部厚く、自然石に近いものが多く、頭部にある額部の張り出しが著しく高いものとする小沢国平氏の説明はもちろん、服部清道氏のいう東北地方の多くの板碑が頭部の加工なき、又面部の加工なき自然石そのままを用いたるは、材石の関係もあり、地方文化のもつ特質であろうが、一つには板碑造立の思想を移入する際に、その形式を知らずして單にその表面的な様式と信仰実質のみを移入したとする説は、少なくとも宮

この板碑は、後述するように宮城県の板碑の初発期のもので、頭部は

狐崎小祝浜の鷹巣とちがってほぼ三角形に調整されており、二条線ははっきりと刻されている。材質は砂岩（粘板岩質）であり、全体として厚

城県の板碑に関しては再検討を加えられるべきもののように思われる。

宮城県における板碑の初発期を何時の時期に求められるであろうか。

現在、全国で最も古い板碑は埼玉県大里郡江南村所在の嘉祥三年（一二二五）の阿弥陀三尊像（國）像板碑であることはよく知られている。宮城県の最も古い板碑については種々の意見があるところであるが、県内板碑の初発期は文永九年に上限を求めることができると思う。しかし、諸種の記録によると、建久・建仁・建保・貞応年間に求める記述がある。もし、これらの記述が正しいとするならば全国最古の板碑が宮城県内に存在することになる。はたしてそうであろうか。

宮城県主要文化財ガイド74・迫町の項に「佐沼城中の板碑」として次のような記述がある。すなまち、「佐沼直信は文治五年八月十一日、柴田郡並山の戦で戦死した。板碑に書かれてある梵字（キリーグ）は阿弥陀如来を現わし、三回忌の佛事を執行する佛菩薩なので、建久二年八月十一日建立したものと推察される」と。また、佐沼城跡にある同板碑の標柱説明には「建久年間（一九〇—一九九）に建てられた供養碑と伝えられ、県内最古のもの、梵字でキリーグ（阿弥陀如来が刻まれている。他の文字は不明）と。この両者の記述に共通するものは、建久年間の造立であり、種子はキリーグであるという二点である。前者は建久二年八月十一日造立と年代を明記しているが、佐沼城跡の標柱は建久年間とのみ記している。しかし、この佐沼城跡の板碑は宮城県史・金石篇にすでに「弘安元年十一月四日」と記年銘を記し、種子はキリーグ、「右志□□往生□□」等の文字の見えることを記している。筆者が現地において拓本をとつて得たこの板碑の内容は次のようなものであ

った。板碑の全長（地上）九十三疊、最大幅三十疊、厚さ十疊、石材は粘岩板岩、表面は平らにするために調整されているように見える。種子はやはりキリーグで、「弘安元年十一月□□」と読みとれ、県史・金石篇にある、「右志□□、□□往生□□」等の文字は読みとれなかった。このように佐沼城跡の板碑についての宮城県主要文化財ガイド74及び佐沼城跡の標柱説明は明らかに誤りであって、むしろ、県史・金石等の記述が正しいことになる。どのような事情で、建久年間造立の板碑になったのであろうか。



・登米郡迫町佐沼城内の板碑拓本

二つ目は、宮城県史・金石篇古川市宮袋の「建仁[□]年」の板碑についてである。金石篇ではこの板碑を解説して「本碑は県内遺碑中最古のもので、その造営に關し次の如き伝えがある。建仁年中に弁慶が義経に従い此地を通じて折り、祭壇を設け、怨敵の梶原家降伏の祈禱をし、建碑して自ら刻銘した」と。建仁年間は頼朝の奥州征伐からほど遠かぬ時期であるので、弁慶、義経の伝説と併せて興味をそそるものがあるが、現在、この碑はその所在が不明であるという。実物に当つて確か

めることはできないが、おそらく建仁の記年銘は誤りではなかろうか。

三つ目は、河北町地区文化財保護委員会編「ふるさとの文化財」古碑

の部の「建保の碑」である。同書の説明文には「広幡八幡境内に立つ」。

碑面に建保四年（一二一六）十月一日とある。五十五人部落は仙台藩になつてから開拓された鐵砲足輕部落である。従つてこの碑も後年どこか

らか運ばれてここにおられたものとみられる。そのことは境内に現存するその他の二、三の古碑からもそれが推定できる。この碑も真偽不明と言わねばならない」として、一応疑いのある碑としている。この碑については「河北町誌（上）河北町の板碑」の著者山内榮一氏はこれを偽碑となされているが、その理由は述べられていない。しかし、筆者が拓本によつて調査した結果によれば、この碑の紀年銘は享保四年とあいたものを享の字に後から手を加えて建にみせかけたものであることがわかつた。

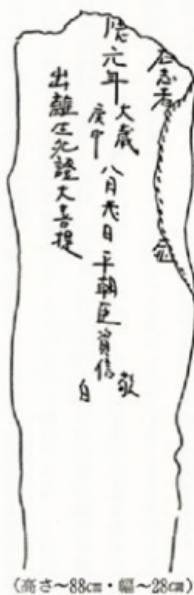
さらにこの碑は板碑ではなく庚申供養か觀音講の碑であつて、下段に三十数名の女性名が刻されている。

つぎは川古市極楽寺の「貞応の碑」であるが、これも「正応の紀年銘の「正」のところに後刻のあとが認められるもので、この板碑は「正応四年」の紀年銘をもつた後代のものであることが判明した。

こうして、県内で年代的に古いと観察される板碑を再調査してみるとその所在が不明であったり、後刻による記念銘の改ざんであることが判明している。そうすれば、宮城県内における板碑の発生時期は何時であろうか。県内における板碑の初発期は何時頃であつたろうかということである。桃生郡河北町三輪田の高徳院（現在無住）の須弥櫃のかたわらに図①のような板碑がある。

この板碑はすでに桃生郡誌（大正十二年発行）に紹介されており、その中で、上部欠落のため紀年銘の「應元年庚申」の記述より文應元年（一二六〇）の板碑としている。また河北町誌「河北町の板碑」の著者山内榮一氏も同様に「庚申」の記述から文應元年の板碑としている。いずれも上部欠落のため干支の「庚申」から判定であるが、全体として後刻のあとも認められないで、いまのところこの板碑が宮城県最古の板碑であるとして差し支えないよう思える。

この文應元年の板碑を最古とする宮城県の初発期板碑の情況はどうであろうか。ここでは初発期の時期を文應元年（一二六〇）を上限に、文永、建治、弘安年間にいたる約三十年間として観察してみると表①のようになる。さらに、この表を現行市町村区分図に表示してみると図②のようになる。河北町の文應元年の碑を別格として、宮城県の板碑は、文永九年ないしは文永十年を上限として、太平洋沿岸部に集中的に建立されているようである。文永年間の板碑を大きくまとめてみると、県南部は仙台市、名取市を中心とし、県北部は矢本町、河北町、石巻市に集中している。これら文永年間の板碑造立の地域のうち、矢本町の四基は注目



(表 1)

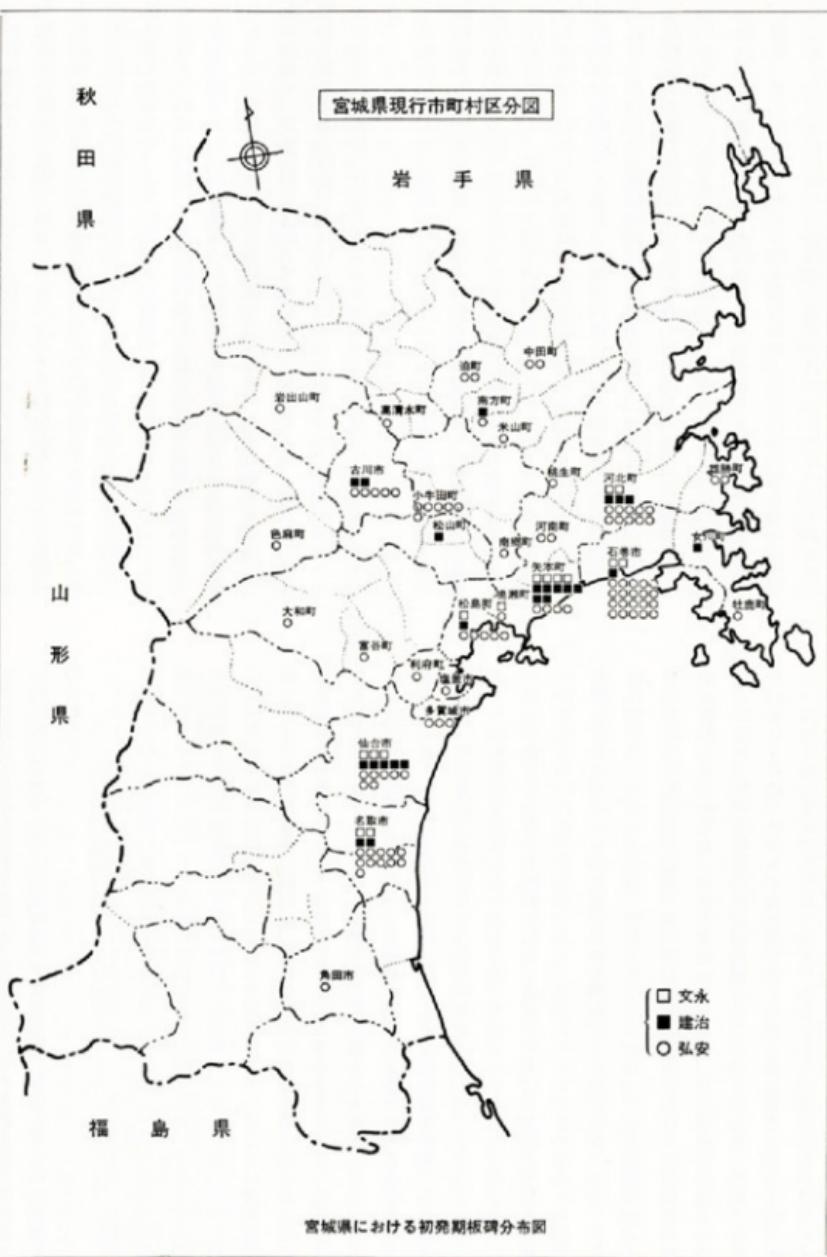
## 宮城県における初発期板碑

年代 地域	文 應	文 永	建 治	弘 安
角田市				1
名取市		2	3	11
仙台市		3	5	7
多賀城市				3
塩利町				1
富谷町				1
大和町		1	1	1
松島町		1	1	5
鳴瀬町		4	7	1
矢本町				4
河南町				2
桃生町				1
河北町	1	1	3	10
雄勝町				2
女川町			1	
石巻市		2	1	18
南郷町				1
小牛田町			1	2
松山町			1	
古川町			1	1
岩出山町				1
高清水町				1
米山町				1
南方町				1
迫中田町			1	1
	1	14	24	81

宮城県史金石篇を中心に各市町村史を参照

に値するものであろう。これら四基はいずれも矢本町大塙地区に造立されており、文永十年八月彼岸七番の紀年銘をもつ石碑の組合せをもつ種子、清泰寺の五仏碑等にみられる内容の豊富さは、仙台市歴史の文永十年の碑とともに初発期板碑の考察に一つの方向を示唆してくれるものであろう。初発期の時期を文永年間から弘安年間に幅を広げて考察してみよう。その密集地を市町村別に観察すると、石巻市、矢本町、河北町、仙台市、名取市の各市町になる。文永年間に限定して考察した結果と同じ地域ということになる。なぜ、この地域に初発期の板碑が集中しているのであるか。石巻市は粘板岩の産するところであるので

石材の関係と結びつけることが多い。また、河北町においては石巻市のようないくつかの石材が大量に採掘された様子はないが、地層としては十分に粘板岩の採掘に適している地域である。しかし、矢本町大塙地区は粘板岩の採掘はおろか、他の石材も求めることができない地域である。その矢本町大塙地区に文永、建治、弘安にわたる板碑が、県内の他の地区に優先するような状況で造立されていることは、初発期板碑の造立を簡単に石材の問題として片づけるわけにはいかないものであることを示唆してくれるのである。そうであるならば宮城県における板碑造立のきっかけを何に求めたらよいであろうか。



板碑は卒塔婆であるということは宮城県においても変わらない。そこから板碑は宗教上の遺物であることもわかる。それだからといって板碑造立を宗教上の遺物としてのみ考えるのも片手落ちのような気がする。板碑造立は何ら卒塔婆供養の知識をもつていた人間によってなされたことは言ふまたない。ことに宮城県の板碑が武藏風に源流を求めることができるとすれば、当然、人間集団の移動と結びつけて考察されるべきことは至極自然ではないかと思う。しかば、卒塔婆造立という宗教的教養をもつていた集団とはいかなる集団であったのであろうか。そして、それらがなぜ、文永年間を上限とする時期に宮城県において板碑の造立を開始したのであろうか。私は、この二つのことを中世武士団の東北への本格的な移住と結びつけて考えることができるのではないかと考えている。

すなわち、文永、建治、の板碑が多い矢本町大塙地区は、文治五年の頼朝による奥羽征伐の後、後三年の役の勇士鎌倉權五郎景政の孫で相模国三浦郡長柄（江）村の出身である長江太郎義景にあたえられている。長江太郎義景は、頼朝の全国平定後も彼の側近にあって、大塙には移住していない。しかし、大塙の地が長江氏と深いかかわりのあることは他の史料からも確定できるし、大塙潤洞院の文永の碑の中にある「長江之」の銘文、さらには大塙新山神社境内にある弘安二年八月十五日の板碑にみられる「大施主平景氏」の銘文からも長江氏と大塙の関係を推察することができる。このようなことは河北町、とくに旧二俣村における山内首藤氏による統治、そして山内首藤氏と仙台地方を治めていた留守氏との関係、さらには石巻市における葛西氏による統治等を考えると、宮城県における初発期板碑の比較的多く造立されている地は、いずれも有力

な鎌倉武士団とのかかわりが強い。おそらく、これら鎌倉武士団が関東の地においてなじんでいた板碑造立の風習を東北移住とともに伝えたものであろう。

しかし、頼朝による奥羽征伐は文治五年（一一八九）であり、比較的早いとされる宮城県の板碑造立は文永九年（一二七二）から文永十年にかけてである。この一八〇年間の空白をどう説明するか。少なくとも古の板碑とされる埼玉県大里郡江南村所在の嘉祥三年（一二二五）の阿弥陀三尊画像板碑の出現からでも五十年は経過していることは重要な意味があるよう思える。葛西氏、長江氏、山内首藤氏等の鎌倉武士団は関東における板碑造立に手を染めてきているであろうことは、埼玉県を中心にして大量に造立された板碑の年代的考察からも推定できる。それが、五十年も経過した後にやっと宮城の地に伝えられたのはなぜなのだろうか。五十年という期間を板碑造立による文化伝播の時間であると考えれば、單に早い、おそいという時間の問題と片づけてしまうことは、あまりにも早急すぎはしないだろうか。文治五年から文永十年までには百八十年あまりの歳月が流れている。各氏族における相続の代数も三代から四代ぐらいには当る年数である。葛西氏についてこの百八十年間を考察してみると石巻の日和山築城は四代清経であるとする説がある。清経は弘安十年十一月七日に没しているし、さかのぼって三代清時は文永七年十二月八日に没している。この時期を石巻地方における板碑造立の時期と重ね合せてみると、文永十年という時期は、四代清経の治世ということになる。私が宮城県の板碑初発期として設定した文永、建治、弘安年間というのは、はからずも四代清経の治世と重なることになるのである。

しかし、その事実を側面から補強する史料はとぼしい。それに対して四代清経とする記録は少ない。しかし、清経による石巻日和山城の築城が事実であるとするならば、これまでの考察のように宮城県内の初発期板碑の造立と清経石巻城築城の時期は重なることになる。このように清経による石巻城築城を板碑造立という他の文化現象と合せて考察することによって、清経の事蹟を側面から補強することになると思う。石巻城の築城は単に軍事的に必要であったということだけでなく、先祖供養のための板碑造立がはじまる程に領内は安定した状況になっていたということを意味するのではないだろうか。このことによつて、清経による石巻城築城説は完全に説明できたわけではないし、ましてや石巻城そのものの存在が確定されたわけでもない。しかし、このような事象がある程度、板碑造立といふ事実をふまえて説明できることは重大なことのようだ。これは鎌倉武士団が所領の細分化、領主間の相争の激化など、地頭支配の危機ともいふべき困難な事態をむかえて所領支配を現地住人にまかせておけなくて、鎌倉から奥羽の地に本格的に移住していくという政治的な動きとも時期的に重ね合わるのである。よって、葛西氏の本格的な奥羽への移住は文永年間をそう遠くはない時期に達成されたのであるし、板碑造立もこういう政治現象に随伴するかたちで広まつていったのである。おそらく、このような状況は仙台、名取地方の状況でもあったのではないだろうか。

文永十年代という時期は関東から奥羽に移住して来た鎌倉団が着実に領内を治め得るようになった時期でもあったのである。しかし、この文永十年代といふ時期は鎌倉幕府にとっては元との関係が緊迫の度を加え、文永十一年十一月五日には元軍（蒙古兵）、三万、船舶九〇〇艘が対島

に来襲し、宗助國が戦死するという、非常事態に見舞われた時期であつたのである。後世の人々は鎌倉期の板碑を称して「蒙古の碑」と唱えてゐるが、これは文永・弘安の役に仮託したい伝えにすぎないものであろう。文永・弘安の役によって大勢の人達が尊い生命を失つたといつてそのことが直ちに宮城県における板碑造立と結びつくとは考えられない。宮城県内における文永・建治・弘安年の板碑造立の氣運は、領内の政治状勢と結びつけて考える方が頗当のように思える。

板碑の造立はたしかに宗教的行事である。しかし、そのことの行われ得る社会情勢と重ね合わせて考へることによつて、そのことがなぜ、その時期に行なわれたかを説明することができるようになる。いままで、歴史史料としてはあまりかりみられなかつた板碑の造立といふ宗教行事を通して、当時の社会情勢を側面から考へたのが、この小論である。その結果として、葛西氏の奥羽への本格的移住とは三代清時ないしは四代清経の時代であると思えるし、それによつて文永年間からの板碑造立もはじまつたと推察するのである。

#### ① 服部清道・板碑概説 ② しかし、年代的に古いものほど、上部三角

形は少なく、全体として長方形に近いといつて事実を考慮すると、一者の余地があると思う。③ 武藏型板碑、下総型板碑、東北型以外の形については服部清道著「板碑概説」を参照のこと。④ 宮城県の板碑の形が、福島県沿岸部の板碑に影響しているという考え方はすこぶる興味のあることである。⑤ 横点筆者（佐藤）⑥ 平段右（横点筆者）⑦ 横点筆者（横点筆者）⑧ 清水東四郎

宮城県の板碑文献目録参照。宮城いしづみ会（後述）⑩ 「中世奥羽の世界」所収、入間田宣夫・鎌倉幕府と奥羽開拓参考

葛西氏系図 「高野山葛西坊五大院所蔵葛西氏系図」

中村氏系図 「中村達雄氏所蔵 中村家譜」

石垣 宏

葛西氏の研究は、諸先史によつて詳細に研究されて発表されている。さらに葛西氏の系図についても『岩手県史』『宮城県史』『石巻市史』等にも詳細に記され研究されている。葛西氏系図には『岩手県史』によると次のように分類している。(岩手県史二巻「葛西氏系図の三類型」)

第一類 楠州葛西記 葛西盛衰記

第二類 仙台葛西家系図 登米龍源寺系図 葛西真記録

第三類 盛岡葛西家系図 飯野川源光寺碑名 高野山葛西坊系図

中世史についても、特に葛西氏についての研究も全くしていないためにここに史料として紹介するしかないが、市岡書館の橋本晶先生に拝借した「高野山葛西坊系図」を読んだので載せていただくことにしたわけである。

この「高野山系図」によると、初代清重の所には、文治五年九月陸奥国留守所に任せられ、伊澤、磐井、江刺、登米、桃生、牡鹿、本吉の諸郡を与えられ、平泉に居住し、建久五年四月に登米郡寺池邑に移り住んだとある。二代目の朝清は、清重の六男で、建保四年に家督を相続して陸奥国留守所に任せられている。最後の晴信の所には、天正十八年十一月、秀吉の小田原参陣への遷移を理由に所領を没収され、晴信は加賀前田利家に預けられて慶長二年四月十九日に加賀国で没したとある。晴信の最期については、自刃、殺害、生存の三説があり、生存説としてはこの系図と「葛西真記録」「氣仙郡相谷戸守宛文簡」(石巻市史一巻)に見られる。なお、この系図は、初代清重の次に、六男の朝清が家督をついでいるが、長男から五男までの者でなく六男がついだとあり、庶子の系図ではと推測されるのであるが如何。他の資料・史料をもとに詳細な検討、考察はできなかつたが、史料紹介としておきたい。

村氏がかつて石巻に来られた橋本先生にいろいろとお話をうかがつたが、この家譜によりさらに明確になった部分が多く見られる。

中村家譜によると、寛延四年に忠山公の代、先祖の功績が認められて、四代目定茂の時に「中村」の姓を称するのを許されている。中村家は、庄右衛門定春を祖とし、明石の人で、寛永十三年貞山公政宗に桃生郡櫛塚に於いて謁見を許された。伊達政宗は、寛永十三年、七十才の時正月十九日御歿として桃生郡川、名振へ出かけているが(『貞山公治家記録』卷之三十九上)、その折正月二十八日須江村塘坂で謁見を許され、御座船櫻染兼船横目櫻染を寄せられ、四月に五両、六人扶持を与えられている。定春は最初湊邑大河岸に居住したが、仙台藩で米藏設置のために寛文六年田町に敷地を賜り、のち延宝六年宅地を購入して門脇邑中町に居住したとある。義山公の初めに御座船「鳳凰丸」を、寛文三年肯山公の初め「孔雀丸」、寛文九年練習船「小鷦鷯丸」を建造している。さらに寛文十一年「水取船」を造っているが、これは海岸と御座船を連絡する船と見られるが、御座船は通常松島におかれていった。庄右衛門定春が来る前には「四板船」といって米四百俵を積む船で米を運んでいたが、定春と彼をしたつて諸國より集まつた船大工により、以後大船が作られるようになったといわれる。これもまた政宗の江戸廻米政策と合致するものである。造船地は北上川河口近くの現在の中瀬の上流にあ

つた上仲酒とされており、これは石巻の絵図にみられる。定春は、寛文

十一年六十九才でなくなり、湊多福院に葬られた。現在定春の墓碑が多

福院本堂の左側に立っている。定春ののち、幕末まで御座船孔雀丸、鳳

鳳丸、小鷹丸が何回か造り替えられている。孔雀丸、鳳凰丸の船型、大

きさ等は、設計図がないために解明されていないが、「外部は黒漆塗り

の千石船で五十ちょうろで漕ぐ大船だった」とされている。御座船の船

名額は、孔雀丸は松島瑞慶寺に、鳳凰丸は塩釜神社に所蔵されている。

「二枚の額はいずれもタテ七二・五センチ、ヨコ一一・五センチのケ

ヤキ材に幕府の書家佐々木文竜の筆で船名が書きこまれ、刻印がある。

周囲が雲龍と波の彫刻で飾られ、いずれも極彩色で部分的に金泥が塗ら

れており、船玉（船名板）ではなく藩主の居間の欄間に掲げられていた

額で、孔雀丸の額の裏面に、明治二十九年に佐沢広勝らが納めた」とい

う。（サンケイ新聞56・4・15）。小鷹丸の船名額は発見されていない。

次に「門脇村品替之御百姓書出」と「中村家譜」より七代までの名を記

しておく。

△牡鹿郡陸方門脇村品替之御百姓書出△ △中村家譜△

①中庄村右衛門（初助太郎） 定春  
御座舟檍梁基御舟檍目大工棟梁役 寛文十一年九月十四日没 56才

寛永十三年～寛文十一年  
法名 十千宗哲

②中庄村右衛門（三之丞） 勝行  
元禄十年九月十四日没 54才

寛文十一年～元禄十年  
法名 元三利光

③中庄村右衛門（初孫右衛門） 勝房  
享保十八年七月二日没 72才

法名 法満惠空  
元禄七年～享保十六年

④中庄村右衛門（初長兵衛）  
正徳二年～明和三年

明和三年三月廿五日没 74才

法名 駕得法船  
宝曆九年八月廿四日没 88才

⑤中村惣兵衛  
法名 鶯林憲案

明和七年六月廿二日没 28才

⑥中村助太郎定好  
法名 泰安儀公

明和九年八月廿二日没 28才

⑦中村長兵衛定陳  
法名 泰安儀公

明和九年八月廿二日没 28才

⑧中村長兵衛  
法名 泰安儀公

石巻半右衛門 治六人業  
船頭 孫右衛門

一、米 千九百五拾俵  
但毛俵ニ付四斗三升入 免石穀米共

味噌入  
一、蓮包樽荷 六箇

一、菰包物 三箇

味噌入  
一、松長夫間武寸五夢角百八本

右之通兩南部慶次郎江戸台所製為差登申候海上通御手形御出可被下候

天明八年正月六日  
以上

⑨中庄村右衛門（孫右衛門） 勝房  
元禄十七年七月二日没 72才

法名 法満惠空

元禄七年～享保十六年

川村多右衛門  
(中村家文書)

西野助右衛門

中村 寛延四年七月廿九日、忠山公ノ之世嘉由先祖之功ヲ許ス永ク称氏

此、則第四世ノ孫庄右衛門定茂時也、姓ハ源不知其先以庄右衛門初称

助太郎 定春為祖其ノ裔為船櫂梁 兼船横目 又船大工櫂梁 紙金五両

廣六口 今住社鹿郡門脇邑中町 元祖定春住本郡湊邑大河岸 寛文六年

宜山公初會造官廬十一月賜地於同邑田町 以移延宝六年六月私買其宅以

移今之地 定春播磨明石之人也 貞山公末寛永十二年某月定春在江戸日

梅津仁右衛門某語云 汝來我藩官可以掌 是歲十二月老臣佐々若狭元網

(准) 附新左衛門元清書於定春以来于仙臺 明年正月廿八日元清呼定春

名乃奉謁 公干桃生郡糠塚邑 是歲四月十七日賜五両六口 掣座船 公

所乘者謂之座船 櫂梁 兼船横目船大工櫂梁如今 老臣奥山大学常良佐

々若狭元稱署名貼印公案今歲千家 十六年七月 義山公初造鳳凰丸舟

名亦 公所乘者如孔雀丸小鷹丸皆熟丸者日本命樓船之通称 已成山口内

記重如舊新左衛門元清列座報命 賦賜小袖 著緊衣謂之小袖 一雙金

一両米二俵 且奉謁 公干松嶋 在宮城郡 仮館之白洲 隅前之地謂之

白洲 此日寄定春於山口篠町兩家以命善遇之定春隨從自松島至遠島 牡

鹿郡內在海濱之地方謂之遠島 之船中 寛文三年四月 肯山公初造孔

雀丸 己城賞賜練繪一匹金一両米二俵 九年某月造小鷹丸 十一年四月

造水取船 載器用及庖厨具者座船渡海之間用之此船常藏于松島 二艘

初無輪轂舟 但用四板船(舟名)積四百俵許者 耳定春相謀自造其舟

大為用云 又無舟工 定春旁求諸國以備矣自此造船之用足矣 定春居職

凡三十六年 寛文十一年九月十四日没年六十九 法名十干宗哲葬于日輪

山多福寺 至第二世庄右衛門勝行俱葬此寺 寺則在湊邑 曹洞來乃出自

本邑伊原山法山寺 初号月光山日輪寺 不詳何僧所創也 以盛岩和尚

為中興祖 元龜元年八月改為今号 寺内有 吉野先帝碑 世々為之碑所

法名 法満惠空葬于本邑嵯峨者 自此以下皆葬此地 勝房子庄右衛門

定春子庄右衛門 初称三之丞 勝行 延宝元年十一月 肯山公時改造鳳

初称長兵衛 定茂在游卒日 自正德二年至享保三年 泰官事 猶父既代

鳳丸 賞賜方金二片米三俵 津奉行赤井三郎左衛門某為始浮此船 之式

之後 享保十七年六月 獅子公末改造孔雀丸 下使設其形象以致所思時

慶賜方金二片 二年十月造小鶴丸 寛保三年六月 獅山公末止改造之因

遣財用之 定茂曲謀以省冗費 如繪飾或用銅鐵者皆從定茂之所謀是以減

今歲 貞享元年七月改造孔雀丸 恩賜如前 始浮之日賞賜方金二片 元

其所費過半矣 為之屢來府下乃審其所形象以奉問之已成 是月又改造游

祿四年六月造浮河之座船 勝行居職凡二十七年 元祿十年九月十四日沒

於松島 海上始乘此船 屢回視以賞其所造之嘉乃賜號于松島者船之地云

年五十四 法名元三利光 勝行子庄右衛門 初称孫右衛門 勝房在游卒

赴松島海上始乘此船 屢回視以賞其所造之嘉乃賜號于松島者船之地云

日 自元祿七年至十年 命本役並 如本職專奉事者 以奉事代父之後

是惟樸質未為之飾 至此命如鳳凰丸孔雀兩船華麗之其所為皆從定茂所

寶永五年某月 獅山公初造游契 謂近邇積物之小船 土俗今作縵字不審

謀己成賞賜方金一片 是歲七月 忠山公為世子 時自石卷 在杜鹿郡然

於松島 正德二年某月改造水取船二艘 四年四月改造小鶴丸 先是 元

祿十六年某月 肯山公末續製舟造暴風 漂着相馬之濱 官置勝房于其地

併門脇之榮日石卷 赴追波濱 在本吉郡 河上從事船中 且賜陽石卷出

以爲裁斷 勝房居職 凡三十八年 享保十八年七月二日沒 年七十二

船之地矣 三年九月 獅山公與網地濱 亦在杜鹿郡 時從渡海事 且賜

謁石卷 延享二年五月 忠山公初會琉球船為暴風漂泊長瀨濱 亦在牡鹿

郡 定茂至小瀨浦 亦在牡鹿郡給分演 乃寓舟之地也 以監其船 官為

之許 称氏佩刀衣帛 官法不得農工商用此三者 按外國人特許之 乃擇舟

工十數人於石卷以補其所損傷舟具之不足者惟新作之 為善用心特減其費

薩候謝賜方金二片 琉球國薩候所制 因然又命裁省對內海造官船間 其

所費 於是有其造船則必就之 且擇工人以相從大者無論至如舟具之細者

皆察繫之 凡舟經年或損傷者初以完舟翼之加其所易者於新造之用云 定

茂議之解旧舟以分折之 惟賣板材如釘或錐等則去 鑄以用乃不求新賣之

為之自享保七年至明和三年 四十五年間所裁省 金五百四十四兩三步余

為之自享保七年至明和三年 四十五年間所裁省 金五百四十四兩三步余

也 後來皆從此法 因為水世之益最多 宝曆十二年八月廿七日 今公初

稱述自幼至老之積勞以賜方金五片 居職凡五十五年 明和三年三月廿五

日沒 年七十四 法名鷲得法船 自元祖庄右衛門定春至曾孫庄右衛門定

茂 四世相續著居其業併渤海就職者百五十六年于此矣 官長壽之免錄其

動功以達于官府於是是歲正月條疏以告惜平不幸無實 定茂子惣兵衛定盈

寃保元年三月 號山公末游伴試選以奉官事 延享二年十月 忠山公初命

本役並 居職僅十四年 宝曆九年八月廿四日沒 年三十八 法名鷲林惠

率 於是定茂立嫡孫為嗣稱之助太郎定好 宝曆九年十一月 今公初游伴

試選十二年十一月命本役並代祖父 後明和三年有改造孔雀九之命漸設

雀九成慶賜方金一片米一俵 安永二年閏三月八日 公自塩越 在宮城郡

至松島 海上浮孔雀九 於是賜號松島造船之地矣 以自先祖相繼奉棟梁

職 邦君每至石卷必命奉謁云 然及定茂承家則未一至石卷是以姑闢前

自相馬界至南部界海濱有積官載者 必就其地以觀察之 聞有 將軍

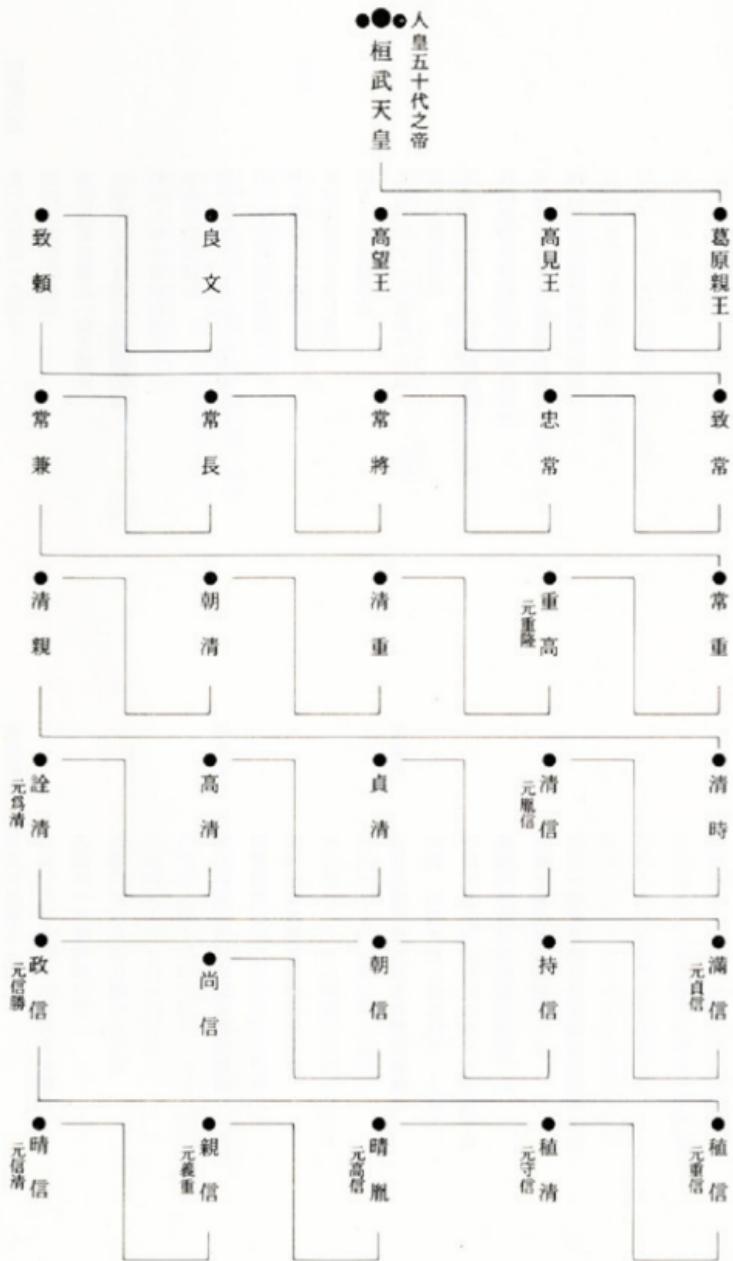
例

家輸送四方之米、食官船往來其地、亦就監之卒所屬之上、封內造船之  
 工凡二百七十人余、皆受糧餉之制、官法如工商從其所置各納官錢、然舟工  
 自古特許之、十數人、乃從其所損傷以修補之已成積穀而免、此時與券約  
 於手代、屬代官以行事者謂之手代、將軍家除封國外各置代官以治其地、  
 如輸米則遣手代於其海濱以指使之、云不惟掌造官船如此類糧餉職皆所  
 賦與也、是以自先祖世受置鄉券以自由其所之焉。

論曰有先祖賤之子孫貴者、有子孫賤之先祖貴者、蓋不可以先祖之賤而  
 稽子孫之貴也、不可以子孫之貴而耻先祖之賤也、惟在報本而已大人固狀  
 小人不可不以知之矣、農則農其農、工則工其工、商則商其商、可以報本  
 也、非有報本之心何成貽謀之業。

贊曰、父祖之德、孫子百世無貴無後、有諸、有采譜舊追遠以享以祭、不辱其先

▲ 陸奧國平姓葛西氏系圖



人皇五十代帝  
桓武天皇

光仁天皇第一之御子  
葛原親王

御母后大皇大后宮

高野氏新笠贈正一位乙權女

天平元年九月四日降誕諱山部

寶字八年十月叙從五位下

被補大覺頭侍從

寶應元年十一月敍四品為親王

同二年三月補中務卿

同十年四月立太子

天應元年四月三日受祿

同月廿五日御即位

延曆三年十一月遷都千山城

國乙訓郡長岡城

同十三年十月廿一日遷都於山列

葛野郡平安城御在位廿四年

大同元年三月十七日崩御壽七十

葬山列柏原陸收號柏原天皇

葛原親王

桓武天皇第五之皇子  
御母后負子參議多治比真人長野女

式部卿一品賜筆車宣旨

仁壽三年六月四日薨年六十八

葛原親王二男母參議藤原道雄女  
無官无位

兼和十年二月廿日薨年三十四

高見王

高見王嫡子母右京大夫藤原是雄女  
侍從 兵部大輔 從五位下 上總介

宇田天皇御寃平元年五月八日賜平姓

延喜二年四月為西海道國司下向

居住于筑前國太宰府

同十一年五月四日於太宰府卒年七十三

良文

高望王五男母中宮亮藤原範世女

上總五郎 右馬介 鎮守府將軍

從五位上 相撲守

延喜十九年八月任相撲國司下向居子

同國鎌倉郡村岡莊故回以為村岡氏

天慶五年三月為鎮守府將軍裏列下向

天慶元年九月依無嗣子以舍兄上總介良兼

長男武藏守公雅三子致頼為繼嗣

家之紋旗赤地七星是日生出幕無紋水色

天慶六年十二月十九日卒年六十七法名道靜

良文嫡男女藏人藤原轉則女

實者武藏守公雅三男也為家督

村岡小五郎平大夫從五位下佛中擔下總守

天祿元年三月與一族上野介平雄衡不和於

關東合戰依非義被配隴岐國  
寃弘八年十二月二日於配所卒年七十四

法名道智名

致頼

致常

致頼長男母下總守平良持女

村岡小平太左衛門尉從五位上上總介

長保元年父致頼起亂不合同意故蒙勃免

同年八月任左衛門尉為禁闈守衛

寛弘元年二月任下總介下向居于千葉郡

治安三年七月廿八日出家法名道階

同年九月於京都卒年六十九

歌人詞花集作者

忠常

致常三男母左京大夫藤原致家女

村岡三郎下總介從五位上上總介

寛仁元年八月任上總國司治安元年三月

任限居于本國下總國千葉城

長元元年春叛逆同年中討隨關東大半

同四年春與將軍源賴信會戰討負一家沒落

忠常被生捕上洛同年四月十四日於美濃國告

井宿病死年五十六法名常昌

常將

忠常四男母出羽守平致成女

上總四郎 千葉介 徒五位下 下總守

長元四年四月一家沒后伊豆國司上野介平直方預之居于豆列那賀郡豐田鄉

天喜元年三月安房判官代平雜輔背王城起亂常將率從兵百餘騎泛海于房列長

校城押急驛之得大勝利擊捕雜輔父子

四人上洛依軍忠蒙勅免任千葉介下總守

同年九月下旬住於千葉城

義保三年六月十八日卒年六十七法名常馨

常重

常長男母相模守藤原基明女  
千葉介 四郎大夫 徒五位下 下總守寛治年中八幡太郎鎮守府將軍源義家朝臣  
於出羽國征伐清原武衡兄弟之時為從軍抽

數度戰功 同七年八月任下總守

保延元年二月上洛為大内守衛

永治元年八月安房上總下總常陸為奉行人

仁平三年六月十一日卒年五十七法名常命

常重三男母武藏守平政藝女

葛西三郎右兵衛尉 徒五位上 関東守

康治二年春住于下總國印旛郡葛西莊故改稱名為葛西氏

常兼

常長嫡男實者同腹末弟為家督  
千葉介四郎大夫徒五位下 下總守

天仁元年四月上洛任下總守同年六月下向

天永元年二月任上總介

鳥羽院御宇元永元年八月廿一日依 勳宣

相模國住人三浦介義明兩人於下野國那須

野原射殺化狐顯弓馬武名

大治四年二月五日依病祝髮法名常勝

長承三年八月廿六日卒年六十一

久寿元年二月上洛為禁闈守護

保元二年九月任謙奧權守下向居于同國

平泉邑應保二年八月上洛

承安二年七月依無男子武藏國住人豐嶋

右馬尤平常清二男以清重為嗣子

安元二年三月十四日卒年五十二法名常真

重高嫡母刑部少輔藏原尹時女

実者豐嶋右馬尤平常清二男為嗣子

葛西三郎右兵衛尉從五位上壹岐守

治承四年秋右大將頼朝御揚軍旗之時兄弟

一族最前厲幕下源平合戰勳忠

文治五年八月於奧州藤原泰衡御征伐之時

抽戰功故同九月被補陸奥國留守所加賜

恩地數郡伊澤磐井江洞壹米居干平泉

建久五年四月移住干登米郡寺池邑

家之紋旗赤地七星幕之紋凡之内三葉柏

承久三年九月十四日卒年七十四法名清真

朝清  
清重六男為正嫡母畠山庄司平重能女

葛西壹岐六郎左衛門尉從五位上壹岐守

建保四年春依為文武達人為家督

同年三月被補陸奥國留守所

朝清長男母天野和泉守藤原政景女

葛西又太郎左衛門尉從五位下伯耆守

曆仁元年正月將軍頼經卿御上洛供奉

同年二月廿三日任伯耆守干時二十四歲

仁治元年正月被補同陸奥國留守所

文永七年十二月十八日卒年五十六法名真性

清親  
清親長男母千葉介平風病女

葛西伯耆三郎新左衛門尉從五位下遠江守

建治二年八月依無男子千葉介頼風三男

以風信為嗣子

弘安八年十一月十七日秋田城介藤原泰盛叛

逆合戰之時懸一陣泰盛弟城美濃守長景

討捕勳丈功同十二月任邊江守

弘安十年十一月七日卒年四十八法名原西

清時嫡男母結城左衛門尉藤原祐廣女

葛西又太郎左衛門尉從五位下刑部大輔

實者千葉介頼風三男也建治二年八月

清信  
元胤信

承久三年六月天下擾亂為武家方同月

十四日於宇治勦勇戰

宝字元年正月三日卒年六十八法名清貞

御諱字<sup>◎</sup>改詮清

應安三年三月又上洛奉謁于新將軍

義滿公被補同探題同年五月下向

嘉慶二年六月十日卒年四十四法名念祐

文保元年四月二日卒年五十六法名圓西

詮清五男正嫡母南部遠江守源政行女

葛西五郎左兵衛尉壹敏守從五位上陸奧權守

天性達弓馬長武藝名將同探題

應永七年九月於陸奧國栗原郡逆徒

宇都宮越中守藤原氏廣討亡顯武名

同年十月上洛奉謁于將軍義滿公謁御諱

字被補探題職同八年二月參證干紀州

高野山同月廿九日皈浴 同年四月廿六日

參內叙從五位上任陸奧權守同年五月下

向自是為東州諸士棟梁

同廿七年十一月十八日卒年五十一法名覺祐

(祐)詮清三男為正嫡母葛西志摩守平清常女

葛西五郎左衛門佐從五位下伯耆守同探題

永享十二年春與大崎左京大夫源持明不和

數度合戰嘉吉元年七月和睦

嘉吉元年九月上洛奉謁將軍義勝君

同二年春參詣高野山同三月奧州下向

貞清 長男母本間山城守源景隆女

葛西又太郎 從六位下 左衛門尉

自正和年中將軍家為御近臣

正中元年三月十六日卒年三十四法名道西

貞清長男母長崎左衛門佐平宗實女

葛西八郎左衛門尉 從五位下 因幡守

建武二年冬陸奧國北晶源中納吉關家

卿御上洛之時為從軍擢載功同三年三月

下向自是與衆列諸將軍尊氏卿如元

領知賜之任因幡守為陸國北方探題而祐

不向遂弓馬長武署

貞治四年四月七日卒年五十四法名道西

高野三男為正嫡母葛西志摩守平清常女

葛西又太郎 從五位下 伯耆守

康安元年三月父相俱上洛自將軍家賜

詮清

元為清

文明元年六月三日卒年七十二法名定照

朝信

持信長男母南部遠江守源義敦女

葛西三郎 從五位下壹岐守同探題

文明年中天下擾亂興奧列諸將合戰

同十二年八月十九日卒年五十四法名蓮佛

尚信

朝信長男母大崎左京大夫源持明女

葛西十郎兵庫頭從五位下 同探題

文明十二年八月為家督

同十六年六月七日頃死年三十三法名蓮喜

政信

持信四男母葛西左衛門尉平信貞女

元信勝

葛西四郎左近大夫從五位下伯孝守

長祿元年二月自父持信於磐井郡賜采

邑千餘町而居于同郡長井脚

文明十五年六月依嫡家尚信早世為葛西安督

同年九月上洛任同探題自將軍義政公

賜御諱字改政信同時任伯耆守

同年十一月下旬

永正三年五月朔日卒年七十四法名道榮

文明十五年六月依嫡家尚信早世為葛西安督

天文二年十二月廿一日卒年六十五法名道貞

稙信

政信三男正嫡母千葉刑部大輔平師風女

葛西七郎左京大夫從五位下壹岐守

永正十一年三月諸國鬪亂故經北陸道

父子上洛奉謁將軍義稙卿賜御諱守

改稙信長男守信改稙清任越中守

被補探題職六月下向自是興大崎家及

鉢桶多年接戰

天文二年八月為家督

天文二年十二月廿一日卒年六十五法名道貞

稙清

稙信長男母黒川治部大輔源氏直女

元守信

葛西三郎左衛門尉從六位上越中守

大永三年二月依無男子伊達大輔大夫

藤原尚宗三男以義晴為嫡家督

亨祿四年六月九日先父卒年卅九法名道慶

晴風

稙信二男同母

元高信

葛西四郎左近大夫從五位下

亨祿四年六月依舍兄稙清早世為家督

天文年中興伊達家為中惡累年合戰

同十六年五月自京都為勅使高倉少

將藤原守義朝臣下向于郎時叙任從五  
位下右京大夫自 將軍義晴卿賜御諱  
字敬晴風為探題職

同年九月勅使上洛

弘治元年十一月三日卒年五十九法名道興

親信

元義重

晴風長男母江刺美濃守平隆見女

葛西平四郎治部大輔從五位下石見守

天文十九年八月為家督同探題

永祿元年正月依無實子以夢信清

為嗣子

同三年四月十一日卒年四十八法名道圓

晴信

元信清

實母黑川下總守源景氏女 葛西三郎

永祿元年正月為舍兄親信家督從五位下

天正年中與奧列諸將引分而爭戰相構守

天正十八年秋表武威太閤相國秀吉公為

征伐北條氏族進發于相列小田原之時因令

遲參被沒收所領一家廢落同年十一月

晴信被預加賀宰相前田利家卿居於加列金澤

慶長二年四月十九日於加賀國卒年六十四

# 和船時代の漁業習俗

— 陸前月浦浜 —

鈴

木

東

行

# 一、月浦浜の概況 (図1・2、写真1・2参照)

牡鹿半島の表浜、萩浜と桃浦の中間に位置し、前面、前浜に小出島が横たわっている風波穏かな漁村である。

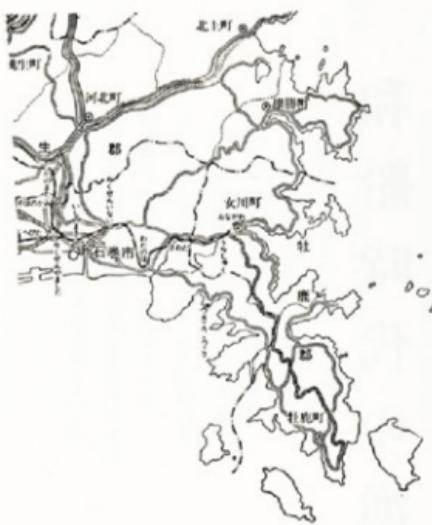
近世、牡鹿郡のうち孤崎組大肝組の村で、慶長八年、支倉六右衛門常長が遣欧使節として出帆した劇的な村落である。

元禄二年の「牡鹿郡萬御改書上」によると

畠代……一貫一〇三文内四三三文新田(御藏入)  
高一〇貫七四二文(海上)

人頭……三四人。人数……二九四人(男一六八人 女一二六人)

明和年間の戸口四五(封内風土記)



明治元年高崎藩取締地。以後、桃生県・石巻県・登米県・仙台県を経て、同五年、宮城県に所属。同三年牡鹿郡萩浜の大字となる。

大正七年度「人口静態」統計によると、

世帯主……四二名 本業・漁業(三七)・教員(一)・その他(三

)・労働(一)

注: 本業以外に農業に従事する者……三八名  
商業に従事する者……二名。

人口……二五一人(男一一九人 女一三二人)

昭和三十一年、石巻市月浦となり、昭和五年の世帯主……四二名である。

部落は西組・西中組・入り組・東中組・東組の五組に区分され

阿部氏……二〇戸 高橋氏……六戸 佐藤氏……五戸 鈴木氏……二戸

大山氏……三戸 畑中・村田・大井・新保・相沢・平塚・末水氏  
各一戸 合計……四二戸

上記の阿部氏二〇戸のうち、本分家関係をおさえることができたのは二戸である。屋号・屋敷関係・ウジ神・墓地・言い伝えなどから総本家と思われるものは阿部正雄氏(世帯主番号36)で、阿部秀雄(世帯主番号35)・阿部長三郎(世帯番号主41)と共に、ノダベ(ノダベ)関係を持つ、小出島にウジ神として祠さんを共有し、墓地も共同墓地内で古いとされている高地にある。

(世帯主番号は図2参照)

阿部正雄氏の昔の家号

ノベ

(ノベ)

現在の屋号

ノダベ

(ノダベ)

東組

阿部秀雄氏 タ

ノベ

(ノベ)

現在の屋号

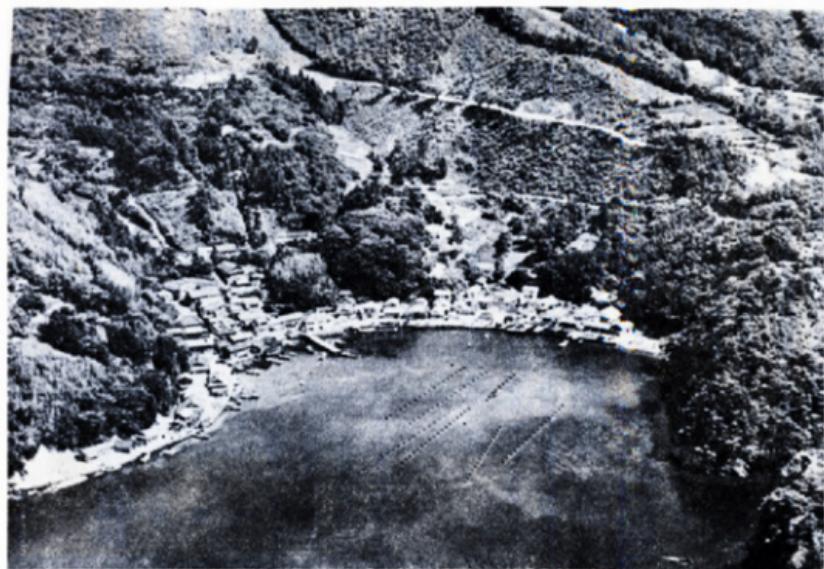
ノダベ

(ノダベ)

東中組

以上、前記阿部氏の本家筋に当る三戸の外に、明治以降、分家をもつ

写真1 月浦全景



(図2) 月浦「家」配置図



た阿部孝一氏（世帯主番号一六、屋号（昔）：下の神、△上）がある。

高橋姓六戸のうち、本家筋が四戸

高橋源吉（世帯主番号17）

（上乃神  
カミの家）

西中組  
五十鈴神社

高橋誠三郎（タクタク）

14 新屋

西中組  
同右

高橋孝一（タクタク2）

14 不明

西中組  
同右

高橋武一（タクタク20）

不 明

西中組  
同右

佐藤姓は五戸で、うち佐藤兵一（世帯主番号11）と佐藤喜一郎氏（8）

は明治以前からの旧家である。  
(注(3)は世帯主番号である)

鈴木姓は、鈴木敏郎氏宅（29）が本家で「ツブル石」の屋号あり、旧

家である。大山氏三戸については不明で、上記以外の他の家は明治と昭和にかけて移住してきた家である。

## 二、漁業組合の創始とその後の変遷（写真2参照）

わが国の漁業団体は、沿革的に漁場秩序の管理団体として発足した。

明治一九年、漁業組合則が制定され、自治的に漁族の保護と漁業秩序の維持を図るため、各漁村に漁業組合が組織されたのが、そのはじめである。

月浦では明治20年に漁業組合が結成された。その後、旧漁業法の制定（明治34年・明治43年）にともない各漁浜、漁業者の部落の区域を地区とする漁業組合の制度が設けられ、これに漁業權・入漁權の取得、漁業に関する共同施設を行なわせた。

明治八年、経済恐慌に対処する農漁村経済更生計画の実施に関連し、漁業組合に(1)組合員の経済の発達に必要な共同施設をすること、(2)責任

写真2 大正時代の月浦



組織（有限・無限・保証の3種）を採用し、この組織に改組した組合を漁業協同組合と呼ぶことにした。

月浦では正組合員三六名（移住者・転出者を加入させない）の無限責任を採用し、月浦漁業組合と改組し、定款の定めに従い、組合員たる漁民の漁業権行使を管理した。

昭和一八年、水産業団体法が制定され、遠洋漁業の統制会社への組織

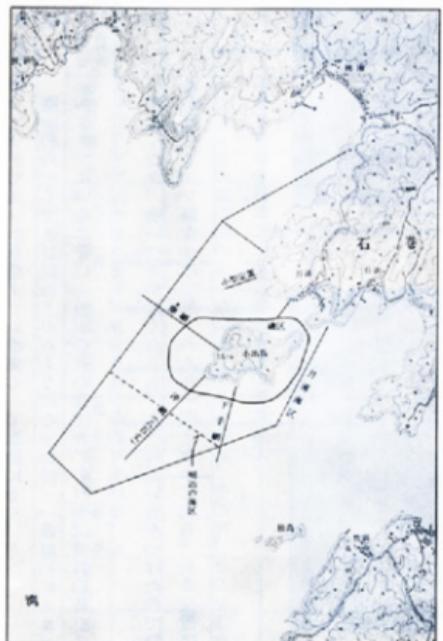
機を採用し、月浦漁業組合と改組し、定款の定めに従い、組合員たる漁民の漁業権行使を管理した。

化とともに、沿岸漁業・内水面漁業・水産加工業の各団体についても統合が加えられ、各市町村に一漁業会、各道府県に一水産業会と一製造業、中央に中央水産業という統制組織が構成された。これにともない、漁業協同組合は漁業会に改組された。

戦後、上記の統制団体は解散し、新たに制定された水産業協同組合法（昭二三年）に基づき、昭三六年、現在の月浦漁業協同組合が組合員五名（正組合員と準組合員合せて）で発足した。

（語者：高橋幸一 大正五年一月二十四日生）  
（注：津波のため組合関係の文書はすべて流出

### 三、漁場状況



(図3) 月浦漁場図

#### 四、和船時代の漁業とその後の変遷

(一) 各種別—漁期・漁法・漁具（表1生産暦・図3漁場参照）

鯨一本釣（話者：高橋貞祐 身 明治昭和二十九年八月三日生）

一八才の頃、カシキ（炊事の役目をする）として、八丁櫓船に乗くなり金華山沖で鹽漁に従事した。

乗組員は一二人と一三人で、まず船がどこにいるか全員で立ってカモメが施回しているのを探し、魚群を見つけると全力をあげて漕ぎ、群に



写真4 網用糸の原料の麻

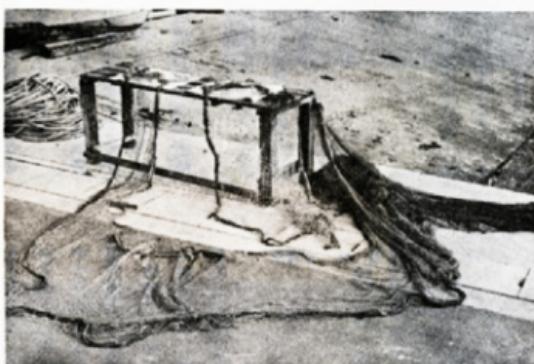


写真5 手縫網



写真6 こしき網

向ってサデでカメから活イワシをすくって海面にまく。鯨が船の近くでとび跳ね上がるようになった時、一番最初にミヨン（へさき）にいる三番口（船頭の次の責任者）がバケ（振解釣具でツノとも言う）で海水をかまし、さくりながら釣りあげる。すると、いきが悪くなると、ヘラに長い竹をつけた杓で海水をかけ、イリシ割をつけて五・六人が一團となって釣る。釣る位置はオモテとトモの風の前の方（ない方）の舷で釣る。その間、カシキはカメからライワシを鉢コに入れて船方たちの所に運ぶ。

（向ってサデでカメから活イワシをすくって海面にまく。

(表 1)

著者氏名 高橋 貞治 (昭29年8月31日生)

日付	沖	合	地	先	治	岸	調査地	物	年中行事
種類	解釈	校閲	読み方	手稿網	大網 <small>(ハラガフ)</small>	小網 <small>(スモガフ)</small>	いわし	はもどり	いそじき
1月									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
場所	浜田代 所	仲美行 ・宮古の 山から	北金華 山沖	田の島 沖 50 100	田の島 の東側 沖 50 100	田の島 の東側 沖 50 100	カゴ 内 内	小島 の岸 口石 50 m	沿岸林 の開発・ 小島出 島

注……沖合のみかけは調査時は著者の以前の時代。いわし地曳網は明治末はあまり使用しなかった。

調査者 鈴木 東行

振鈎釣具に用いたツノは主に水牛の角で石巻から貰った。

釣った鰯はカメに入れ、ヤフショクヤフショとかけ声をかけ、大漁ぶしを歌しながら浜に帰ってくる。

大漁して、値段の良い時には、波浪に直行し売る。値段の悪い時には、浜（月浦）にあげてフシにする。三と四人のフシケズリ職人が年中浜にいた。

大正初期の西の家の高橋福七（高橋幸一の父）と大山長助（大山長大的父）で、最初、二艘であったが後四艘になった。

漁期は旧七月であり、終ると八月いっぱい、北上川の袋谷地河岸にフナ虫に喰われないようにつないでおく。

もうか鮫延網（話者：高橋貞治 明治二九年八月三日生）

旧一〇月から一二月末まで岩手県釜石方面——大崎・山田・宮古——に和船（さりあげた醸船）で港に宿泊しながらモウカ鮫延網漁をした。

（話者は勤力船になつてから漁に行く）

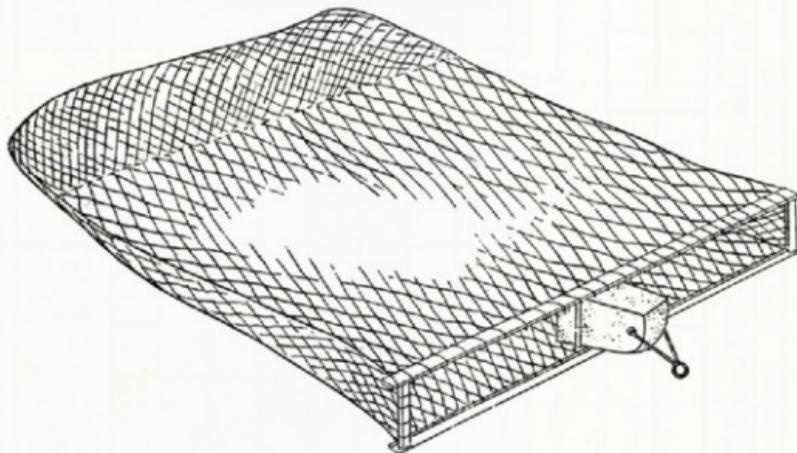
鮫刺網（話者：高橋貞治）

旧一二月から二月頃まで、漁場は金華山沖から北である。網は自製で麻を和船で渡波、石巻方面から買ってきて、ばあさんたちが、麻から糸にしてから竹のアカリ（自製）で編んだ。フシは二・五寸も三寸であつた。船は2艘あつた。（写真4参照）

めぬけ延網（話者：高橋貞治 昭和二九年八月三日生）

旧一二月から五月頃まで、漁場はメノケヂ（とれる場所）と言ふ所で釣る。自分の時代は釣らなかつた。めぬけ延網は渡波祝田浜が本場であつた。

(図4) 網曳屋海



## 大網

（著者：高橋貞治）

小出島のシラ根から沖に西南方向に「八百丈」と称する大謀網がある。漁期は旧四月から九月末まで、カド・イワシが沢山とれた。たまにマグロが六月と七月に、ブリが七月と八月に入った。

網は二五と二六人もの村網で旧三月から約一ヶ月半かけて、切目（普通の使い網）・シドー魚取（水が通らないように、網を丁寧に撫てこすりかけ、機で手織した網）・太網（備用網）など数種で編網したり、建込みの準備で浜は忙しかった。

側網はカコイ（囲）と言つて「フシ（節）」は五尺、魚が入り易くするため網は底にしづめ、入つたら船でおこして行く。

シドの部分は網が重いので、直径三尺、長さ六尺の杉のウカシを二〇個位つなぎでおく。その他の部分はやや細いウカシを二米位の間隔でつなぐ。

イカリはシバ木の枝をたばね、直径一間位の輪につないで瘤状にし、それに石を沢山つみ入れ沈める。石は一人でやつと持てる位の大きさ、前もって

小出島に運んでおく。投入は二艘の和船（カツコ一隻）で輪の両端に繩（四寸に撫った）を結び一齊に投入する。

大正になって、鰯漁に発動機船が使用され、沖合に進出すると、鰯漁の専用イワシ取りを専門とする「小網」が行われ、大網はその二・三年

後にすたれた。

## 小網

（著者：阿部よしみ・明三六・三・二生）

小出島の垂水から西北沖にキ網（岸網）・大輪田から南沖に下手網の二ヶ統と大網から移行した沖網の三ヶ統。（図3漁場参照）

漁期は旧五月から一〇月頃まで、網網の頃は小イワシ（鱈の解用）が沢山とれた。糸網になつてから小イワシはそれなくなり大イワシがよく乗り込み、残された老人と女子によつて「小網」が営まれるようになつた。

糸網網は大正六年頃から一年頃まで、その後は糸網になつた。

漁期は旧五月から一〇月頃まで、網網の頃は小イワシ（鱈の解用）が沢山とれた。糸網になつてから小イワシはそれなくなり大イワシがよく乗り込み、残された老人と女子によつて「小網」が営まれるようになつた。

### 網網の長さ

沖網……三〇〇間

キ（岸）網……一五〇間

下手網……一〇〇間

魚（イワシ）の入る網の周

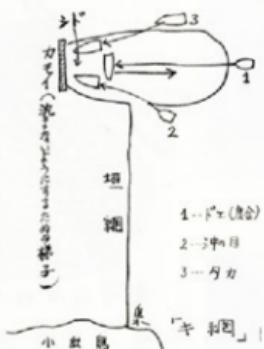
○間と夫々の小網でまちまちである。

一網は三ばかりの船で構成

され、

ドエ（度合）……底網を起こす役目の船。人数は六人

沖の目……口をしめ側網から起こす船。人数は三人



タカ ..... 側網からおこす船。人数は四人。

頭網をつたわって網にイワシが入ると「沖の目」は口をしめ、三ばいの船がシド（魚取り網）に向って網をおとしていく。  
網おこしの時間は早朝四時、

「一尺目に行って、六寸目に行って、二寸目に行って、ハタにつく」  
ドジ（魚取り網）にイワシがいっぱいにたまると「ドエ」は沖の目」と  
「タカ」に網を渡し、さつとしりぞぐ。とったイワシはボケカゴのイケ  
スで活かしておく。

動力船でイワシ（鰯の卸用）を最初に買ひに来たのは福島県の船であ



ボケカゴのイケス

つた。  
東の家、高橋幸一さん（世帯番号2）の家では動力船による漁船を早くやめ、小網の漁主をかね、牡鹿半島、一番の活イワシ（卸用網）の販売もとなつた。ハナレの二階は、高知・静岡・伊東・岩手山田から來た「イサイケ」でいっぱいになり、

写真7 延縄の準備

写真7 延 網 の 準 備



写真8 現 在 の は も ど



一般に二人乗りくみ、一人は網をおこし、もう一人はタモで魚を抄つて船につみこむ。

手 織 網（ウケジリ網）

（話者…高橋貞治）

アバの材質…桐・椿

漁期…旧三月と旧四月

ジャコエビ

カジカ

カジカ

漁場…前浜と小出島五〇メートル沖

で船引して漁獲する。

（写真5 参照）

こしき網

（話者…高橋貞治）

漁期…旧一月と旧二月（現在一月一日と四月一日）

漁法…泥と根の間を和船で一人で曳いた後、引き揚げる。

（写真6・図4 参照）

小型定置網（水晶型機械網）

（話者…相沢太郎 明四一・一〇・一五生）

佐藤勘蔵 明三九・四・三一生）

枕立アミとも言う。

春はます・夏は鮒・イワシ・スズキ。秋はフクライト。冬は鮭。

すずき延網

（話者…佐藤勘蔵）

漁場…はも延網と同じ

乗組員…二名

漁法…中浮延網

釣針数……四〇本（六号）  
糸……一〇号

（写真7参照）

### 縄刺網

（著者：佐藤勘藏・相沢太郎）  
網の材質……硝糸一枚（節）：五寸  
アバ（ウキ）……網にウルシを塗る

漁期……冬至から寒まで

船は一艘 長さ五寸

二人乗り

お尾頭、網を張り、朝早くあげる。

はも（延）繩（著者：相沢太郎）

漁場……小出島沖一〇〇間～三〇〇間

乗組員……和船 二人

漁法……底延繩

釣針数……九十本（六号）  
糸……二〇号

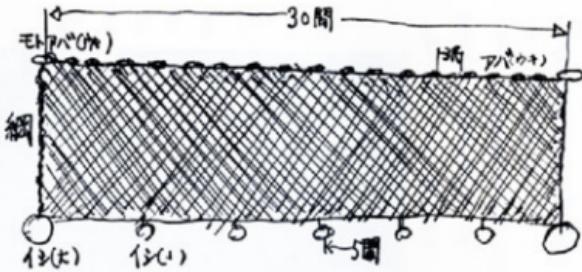


写真9 ツノコソウリ（穂どり用）

○月まで、この漁法は大正末期まで、澤山とれた時は、渡波の市場に掲げた。料理は湯で、醤油をかけて食べた。この漁法は竿が真すぐにつくことが条件であるから、潮が早く、竿が浮かされない場合に限る。

竿の使用できない流れの早い漁場ではイシャリを用いる。

昭和の初め頃、タコツボやタコ箱を用いてマダコをとった。現在はサンマなどの餌を入れたタコガゴを用いている。

うに（著者：相沢太郎）

船で海底の見える浅い所（二尋位）にいるのをタモで抄う。

あわび（著者：相沢太郎）

イツカイダナ（和船）に一人乗って、箱ガラスのふちを歯でかじって、右の手にはアワビカギ（長さ一丈から一丈五尺の竹竿）を持ち、左手に握をもちあやしながら海底のあわびをひっかける。

### 磯どり（徒歩）

わかめ……旧五月に口アケ、和船に二人乗り、草刈鎌に一丈位の竹竿をつけて刈りとる。（男）

ひじき……鎌・包丁でかる。潮がさげたとき、旧五月（男子）

大謀と言ふ船を指揮する責任者がいた。毎年、適任者が選出された。組員は一六才から四〇才まで娘や娘がなった。組員は東組、西組、入り組など入りまじって一軒で一人乃至二人がでた。

株という形態であったため、取り分は老若男女にかかわることなく平等であったが、昭和年代になって歩合は

瀬主……五石 大謀……五石 一般組員：一石 と変化した。

大正年代の大漁した時などは一人分の一年間の取り分で家が一軒建つほどで、村一番の収入源であった。

### （四）漁夫の調練

#### 子どもと海上労働

学校に通学しているうちは、船の上で働くかされたりしなかった。しかし遊びやいたずらから、小学校四年位で普通の男の子は自由に漕いで船を動かせるようになっていた。

#### 一人前の基準

#### 旋網船の場合

特ににはっきりした基準はなかったようである。次のカスキ（カジキ）

が入って来たら、一人前になるという考え方もあったようである。

しかし、船の上での仕事に慣れてきて、何にでも気がつくようになる

と一人前だとか、炊事しながらモリの仕事をしたり、網あげを一時間半内外でやれるようになると一人前だとか言われて、同じ年令でも歩合に差が出てくることもあったという。

初めて船に乗ってきた者たちは「カスキ」または「カスキアンコ」と呼ばれて一人前には扱われなかつた。

瀬主（一人）——大謀（三人）——一般組員（九と一〇人）  
瀬主・大謀は五〇と六〇才の老人（男子）で主に機動力船で失敗し、地元に残った人々がなつた。瀬主は網の世話・会計などをあずかり、ある程度有力者がなつた。網、一け統を三ばいの船でおこすから、各船に



写真10 背負力ゴ（田代島でも使用）

カスキは体が大きくて役に立つと思われれば、すぐやめさせられる。  
エサ運びなどをやらせられる。

エサを運んでの合い間に、竿をいたずらして練習する。ある年令に達して（一八・九才）、釣り方が上手な者は一人前の扱いをされはじめるようになる。

またエサのイワシを釣針につけるのに、毅さないように、しかも釣針がかくれるようにつけるのが最も訓練を必要とする仕事であったため、このコツをのみこんだ者が一人前であると言れた。このコツを会得するには一五・六才から乗っても二一・二二才までかかったという。

エサが死んでは離はくつてこないと言わるので、これが上手でないと、釣る量にも影響が大きくひびいた。

またこのコツは誰れも教えてくれないので、自分一人で練習し、見つける以外になかったという。その練習のために一人前になりかけの者は、左手の親指に、針のためのマメがあったという。

釣りあげる量では皆と同じくらい、少なくとも九割ぐら以上釣つてはじめて一人前である。

### 漁夫の序列と歩合

漁船の場合	（年齢）	（年齢）	（歩合）
船頭	四・五年以上	三〇～四五・六才	一人半
二番口	三年以上	二五・六才	一人前
三番口	三年以上	二二・三才	一人前
船方（一般的）	二・三年以上	一七・八才	八分（能率による）

カスキ

一三・四才

五・六分と八分

（年数による）

注：旅宿の場合 大蔵（網主）（ダイボウ・ダイボウ）が乗つている場合もあり、大蔵には船頭と同じく一人半とも二人前とも言われる。

### 老漁夫の経験

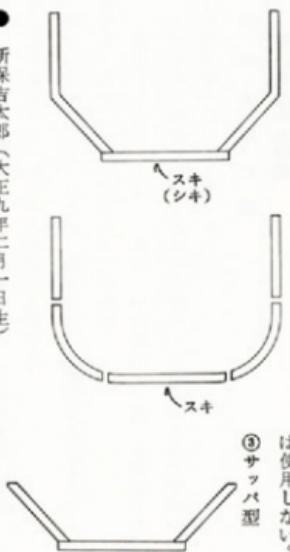
あまり年を取りまでもやらないようである。船頭になつても四五・六才までで、あとは若い者に譲るといった状態であったという。年寄りの者たちは共同網（小網）をやつたり、和船で沿岸漁をしていた。

漁船などの場合 船頭のカンだけが頼りであった。そのカンの浮えるのは三〇代から四〇代頃までという考からであろうと思われる。

● 話者：高橋貞治（明治三九・八・三一生）  
①二人乗り和船 ②大網で使用した和船  
（話者 平塚辰郎 明治三七年六月二七日）

### 四 和船時代の漁船

③ サッバ型  
● 話者：新保吉太郎（大正九年二月一日生）  
サッバ型は裏浜であり月浦では使用しない。

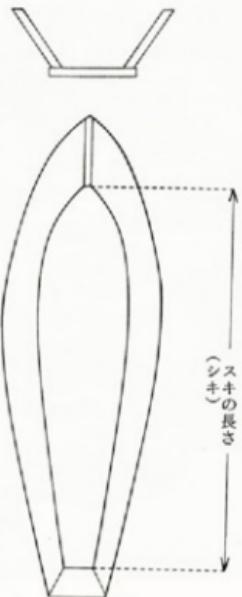


● 新保吉太郎（大正九年二月一日生）  
網漁と小漁のための船……名称は別なくワセン（和船）と呼んでい

る。

小網の和船……シキの長さ……二三尺 四丁櫓・四檣

注…シキが三五尺位になつたのをダンベと言う。サッバとはシキを火であぶつてため、ロッコツが入らないのを言う。左圖参照



#### 四 漁舟と信仰

##### 大漁、海上安全を願う神

漁に行く前の吉日を選んで、神酒とオサイ錢を持って五十鈴サマと八雲サンへ行き拝む。またオ荷船(小出島)へ行って参詣することもある。八大龍王は海の神さまと言われているが、漁の前にはあまり行かない。

##### 祭り方

五十鈴神社の祭日…旧三月一五日→現在は新四月一五日

八 雲 神社の祭日…旧六月一五日 終戦から新四月一五日

五十鈴神社は以前から、現在の場所にあったが、八雲神社は大山輝氏(世帯主番号18)の家の近くにあったものが、昭和初頭、今の場所に移され、両社様とし祀られている。

写真11 漁の信仰



八雲神社はお供えにキウリをあげるところから、カツバの神と言われている。祭りは現在、渡波の大國神官が来る。

### 祈願の習俗

#### ・正月予祝

正月二日の乗り初め：家族の者が皆、乗って小出島の明神さまに大漁と海上安全を願う。漁業組合でお盆に野菜・米をのせて供える。個人として神酒を持っていく。

#### ・漁はじめと豊漁祈願（写真11参照）

五十鈴社と金比羅様に吉日を選んでおがみに行く。数人の者は「オシマズ」（お日待）という神さま（渡波にあると言う）をわざわざ参詣に行くこともあった。

大謀網の時は瀬主の家でお振舞をする。その時エビス大黒さんに今とれる魚を二匹（二本のかけ魚）とお神酒を供える。

#### ・豊漁祝い

大漁の時には、年寄りの人たちが中心に集って瀬主の家でお振舞をする。

#### ・不漁の時

マンナオシと言う。それは「マルが悪い」「マルを直す」からきていると言っている。人々が集って酒や御馳走を食べる

#### ・特殊な信仰伝承

#### 流れ仏

死体を見つけたら決して見のがしてはならない。見のがすと次は自分がそうなるといわれている。死体を船に引き上げる時は死体などの火の悪いものは舟の右側（オモカジ）から取るもので、決して左側（とりか



写真12 カマの神（高橋孝一氏宅）

じ）からあげてはならない。とりかじからは火の良いもの（吉の良いもの）を乗せる時に使う。たとえばオフナダマサマはこちら側から乗せることになっている。「オモカジ」「トリカジ」という名前がついたのも、この区別だと言われている。

#### ・ 沖で嵐にあった時

自分の部落の神様をおがむのが一番良い。また「ニボガハラ」という遠くにある神さまにお願いする者もいる。

#### ・ 風を起させる呪い

船の上で口笛を吹くと風が起きる。

昔こぎ時代には、わざと口笛を吹いて風が起ころのを待ったこともある。そうすれば帆で動かすこともできたからである。

#### ・ 渔に出られない状態のもの

漁火……二・三日と一週間位、その家に行かない。その家の人は他の家へ行かない。縄船など、他の人と共同の時には船に乗らないが、個人の船には関係なく乗る。

死に火：船や漁には関係ない、かえって漁にはいいとも言われている

#### ・ 舟にのせてならないもの

猿は舟にのせてはならない。理由は十二支（針）＝羅針盤にないから

#### ・ 海に刀物を落したらどうするか

落としたものと同じ形のものをカジ屋に作ってもらい、または紙に書いたりしたものを五十鈴神社に神酒とオハネを持ってあげ拝む。包丁など刃物を落すのはカスキ（カシキ）が多かったので、落したら内緒しないで言うように強く言われた。





▲タコノアシ（秋・曾波神）



▲ガマの群落（秋・曾波神）



▲ヨシの群落（秋・曾波神）



▲オギの群落（秋・曾波神）



▲フトイ（秋・曾波神）



▲イヌセンブリ（秋・曾波神）



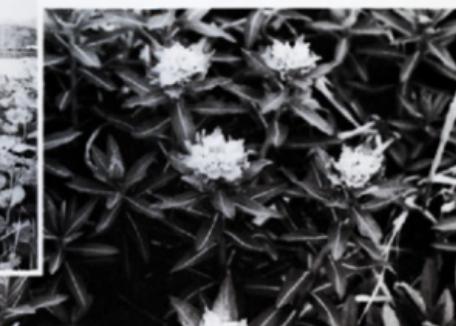
▲早春の河川葦（袋谷地）



▲オオハナウドの群落（袋谷地）



▲イタドリとオオハナウド（袋谷地）



▲ノウルシ（袋谷地）



▲アリアケスミレ（袋谷地）



▲観察会（秋・雪波神）



◀オギ（秋・南境）



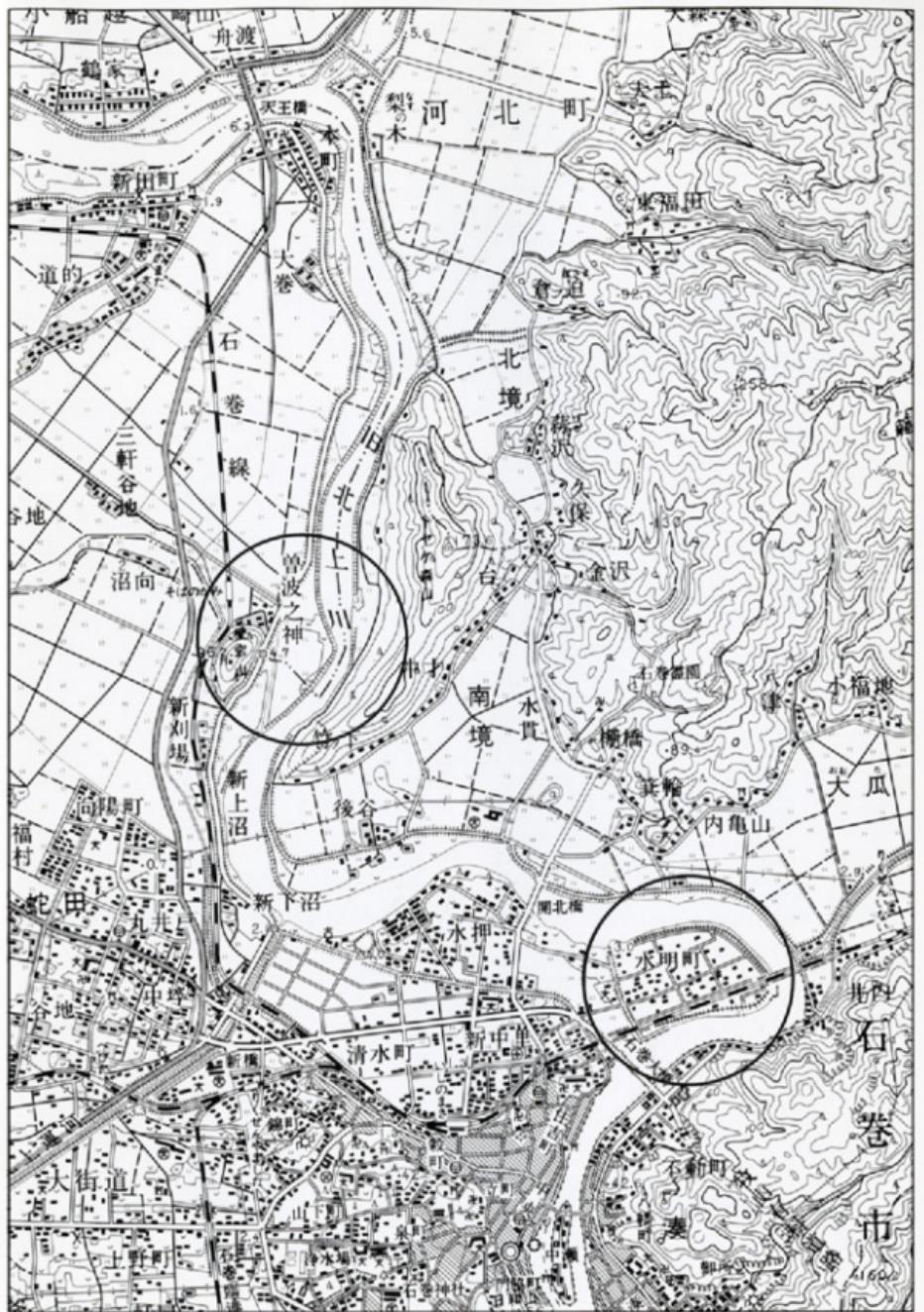
▲ノカラマツ（夏・袋谷地）



ゴマノハグサ（夏・袋谷地）▼



アイアシ（秋・南境）▶



267	ハルジオン	289	コウゾリナ
268	ヒメジオノン	290	セイヨウタンボボ
269	オオアレチノギク	291	オオジシバリ
270	ヒメムカシヨモギ	292	アキノノゲシ
271	ノコンギク	293	オニノゲシ
272	ホウキギク	294	オニタビラユ
273	ヒメシオン	295	ヤクシソウ
274	フキ	296	ノボロギク
275	トキンソウ	297	ダンドボロギク
276	アワコガネギク		
277	クソニンジン		
278	ヨモギ		
279	メナモミ		
280	タカサブロウ		
281	アメリカセンダングサ		
282	タウコギ		
283	センダングサ		
284	タカアザミ		
285	ノハラアザミ		
286	ノアザミ		
287	エゾノキツネアザミ		
288	コオニタビラコ		

### 参考文献

1. 大井次三郎 (1975) : 日本植物誌、至文堂、東京
2. 田川 基二 (1959) : 原色日本羊齒植物図鑑、保育社、大阪
3. 建設省東北地方建設局北上川下流工事事務所 (1978) : 北上川及び鳴瀬川水系河川敷植生調査報告書  
吉岡邦二・菊池多賀夫

ミソハギ科	231	クルマバナ
200 ミソハギ	232	イヌトウバナ
アカバナ科	233	エゴマ
201 アカバナ	234	ハッカ
202 カラフトアカバナ	235	ナギナタコウジュ
203 チョウジタデ		ナス科
204 アレチマツヨイ	236	イヌホウズキ
205 オオマツヨイグサ		ゴマノハグサ科
ウコギ科	237	ゴマノハグサ
206 ウド	238	オオヒナノウツボ
207 ヤマウコギ	239	ムラサキサギゴケ
セリ科	240	トキワハゼ
208 チドメグサ	241	アゼナ
209 ヤブジラミ	242	タチイヌノフグリ
210 セリ	243	オオイヌノフグリ
211 ドクゼリ		オオバコ科
212 ノダケ	244	オオバコ
213 オオハナウド (合弁花類)	245	トウオオバコ
サクラソウ科	246	ヘラオオバコ
214 コナスビ	247	アカネ科
215 ヌマトラノオ	248	ヘクソカズラ
モクセイ科	249	アカネ
216 イボタノキ	250	ヤエムグラ
リンドウ科	251	キバナカワラマツバ
217 イヌセンブリ	252	スイカズラ
ガガイモ科		オミナエシ科
218 ガガイモ	253	ノヂシャ
219 アズマカモメヅル		ウリ科
ヒルガオ科	254	スズメウリ
220 ヒルガオ	255	アレチウリ
ムラサキ科		キキュウ科
221 ハナイバナ	256	ミゾカクシ
222 キュウリグサ	257	キク科
シソ科	258	ハハコグサ
223 キランソウ	259	チチコグサ
ニガクサ	260	オグルマ
225 ヒメナミキ	261	オナモミ
226 カキドウシ	262	オオオナモミ
227 メハジキ	263	サワヒヨドリ
228 イヌゴマ	264	オオアワダチソウ
229 ヒメオドリコソウ	265	ユウガギク
230 コシロネ	266	カントウヨメナ

	アカザ科	169	オヘビイチゴ
136	シロザ	170	ノイバラ
137	ケアリタソウ	171	テリハノイバラ
	ヒユ科	172	ナワシロイチゴ
138	イヌビュ	173	ワレモコウ
	スペリヒユ科		マメ科
139	スペリヒユ	174	クサネム
	ナデシコ科	175	ツルマメ
140	ミミナグサ	176	ヤハズソウ
141	オランダミミナグナ	177	レンリソウ
142	カワラナデシコ	178	メドハギ
143	ノミノツヅリ	179	ミヤコグサ
144	オオヤマフスマ	180	ムラサキツメクサ
145	ハコベ	181	シロツメクサ
146	ウシハコベ	182	フジ
	キンポウゲ科	183	ツルフジバカマ
147	ケキツネノボタン		フウロソウ科
148	センニンソウ	184	ゲンノショウコ
149	アキカラマツ		カタバミ科
150	ノカラマツ	185	カタバミ
151	ウマノアシガタ		トウダイグサ科
	ツヅラフジ科	186	エノキグサ
152	ユウモリカズラ	187	ノウルシ
153	アオツヅラフジ	188	トウダイグサ
	アブラナ科		ドクウツギ科
154	ナズナ	189	ドクウツギ
155	イヌナズナ		クルシ科
156	マメグンバイナズナ	190	ヌルデ
157	イヌガラシ		ニシキギ科
158	スカシタゴボウ	191	ツルウメモドキ
159	カキネガラシ	192	マユミ
160	グンバイナズナ		ブドウ科
	ベンケイソウ科	193	ノブドウ
161	コモチマンネングサ		アオイ科
162	タコノアシ	194	イチビ
	ユキノシタ科		オトギリソウ科
163	ウツギ	195	トモエソウ
	バラ科	196	コケオトギリ
164	ヒメキンミズヒキ	197	オトギリソウ
165	キンミズヒキ		ミソハコベ科
166	ダイコンソウ	198	ミヅハコベ
167	オオダイコンソウ		スミレ科
168	カワラサイコ	199	アリアケスマリ

71	クグガヤツリ	106	キショウブ
72	タマガヤツリ		ラン科
73	ヒナガヤツリ	107	ネジバナ
74	コゴメガヤツリ		双子葉植物 (離弁花類)
75	カヤツリグサ		ドクダミ科
76	アオガヤツリ	108	ドクダミ
77	ウシクグ		ヤナギ科
78	ミズガヤツリ	109	カワヤナギ
79	マツバイ	110	ミチノクシロヤナギ
80	セイタカハリイ	111	イヌコリヤナギ
81	クリハリイ	112	オノエヤナギ
82	コツブスマハリイ	113	タチヤナギ
83	ヒンジガヤツリ		クルミ科
84	ホタルイ	114	オニグルミ
85	マツカサススキ		カバノキ科
86	フトイ	115	ハンノキ
87	カンガレイ		ブナ科
88	アイバソウ	116	クヌギ
89	アブラガヤ		ニレ科
	サトイモ科	117	ケヤキ
90	カラスピシャク		クワ科
	ホシクサ科	118	カナムグラ
91	ヒロハイヌフヒゲ		イラクサ科
	ツニクサ科	119	エゾイラクサ
92	ツニクサ		ウマノスズクサ科
93	イボクサ	120	ウマノスズクサ
	ミズアオイ科		タデ科
94	ミズアオイ	121	ミチヤナギ
	イグサ科	122	イタドリ
95	ヒロハノコウガイゼキショウ		ヤナギタデ
96	イ	123	オオイヌタデ
97	タチコウガイゼキショウ	124	イヌタデ
98	コウガイゼキショウ	125	ヤノネグサ
99	アオコウガイゼキショウ	126	ポンクトクタデ
100	クサイ	127	アキノウナギツカミ
101	ヒライ	128	ミゾソバ
102	スズメノヤリ	129	スイバ
	ユリ科	130	ヒメスイバ
103	ノビル	131	ナガバギシギシ
104	サルトリイバラ	132	ギシギシ
	ヤマノイモ科	133	エゾノギシギシ
105	ヤマノイモ	134	シロバナサクラタデ
	アヤメ科	135	

# 植物目録

	シダ植物	30	オイシバ
	トケサ科	31	カゼクサ
1	スギナ	32	ニワホコリ
2	イスギナ	33	オニウシノケグサ
	ハナヤスリ科	34	ウシノシッペイ
3	ヒロハハナヤスリ	35	コウボウ
	オシダ科	36	チガヤ
4	クサソテツ	37	チゴザサ
5	コウヤワラビ	38	カモノハシ
6	ヒメシダ	39	アシカキ
	種子植物	40	エゾノサヤヌカグサ
	被子植物	41	ネズミムギ
	単子葉植物	42	オギ
	ガマ科	43	スキ
7	コガマ	44	ヌカキビ
8	ガマ	45	オオクサキビ
9	ヒメガマ	46	スズメノヒエ
	オモダカ科	47	チカラシバ
10	ヘラオモダカ	48	アイアシ
11	サジオモダカ	49	クサヨシ
12	アギナシ	50	オオアワガエリ
13	オモダカ	51	ヨシ
	トチカガミ科	52	キンエノコロ
14	ミズオオバコ	53	エノコログサ
	イネ科	54	ムラサキエノコログサ
15	アズマネザサ	55	マコモ
16	ヤダケ	57	シバ
17	カモジグサ	58	カヤツリグサ科
18	ヌカボ	59	ミノボロスゲ
19	スズメノテッポウ	60	エナシヒゴクサ
20	ハルガヤ	61	アオスゲ
21	コブナグサ	62	アゼナルコ
22	トダシバ	63	カサスゲ
55	23 ヤマアワ	64	ビロードスゲ
	24 カモガヤ	65	ヤガミスゲ
	25 メイシバ	66	ミコシガヤ
	26 アキメイシバ	67	グレーンスゲ
	27 イヌビエ	68	コジュズスゲ
	28 ケイヌビエ	69	アゼスゲ
	29 タイヌビエ	70	チャガヤツリ
			ヒメクグ

## 旧北上川下流河川敷の植物について

佐々木 豊

北上川と石巻の産業、経済の発展との関係についてはよく論じられるが、あまりにも当然であると思われているからであろうか、北上川が文字通り石巻の土台を作ったのだということはあまり話されることがないように思われる。旧北上川の最下流にある石巻市の市街地のはほとんどは、北上川をはじめとする追川、江合川などを含む北上川水系の川によって運ばれた土砂が堆積してできた土地の上にあるのである。

新しく土地ができた時、人々がすぐそこに住むということはまずないであろう。そこに水と空気と日光があれば、まず植物が生活を始めるのが自然というものである。

川村孫兵衛が川を掘ったところも、われわれの先祖が田畠を開いたところも、家を建てて町をつくったところも川が運んだ土砂や石ころだけの裸地だったわけではない。開発される前は、自然な植物が生えていたに違いないのである。

人は自分で生んでくれた土地をふるさとと呼ぶ。生んでくれた土地がふるさとなら、石巻にもふるさとがあるはずである。もちろん、石巻のふるさとはよその土地にあるわけはない。石巻ができる前の自然の姿が石巻のふるさとだというのである。もし、そういう自然があるなら、人がふるさとを大切にすること、石巻のふるさととして大切にしなければならないのではあるまいか。

旧北上川河川敷の自然はそういう石巻のふるさとのひとつなのである。現在の市街地の時間をさかのぼれば、そこには必ず北上川水系の河川がつくった土地の自然に行き当たるはずである。その自然のおもかけをさがす手がかりを残しているのは、ここに生えている植物たちなのである。

石巻の市史を編さんするということは、石巻のふるさとをさぐることでもあろう。そう考えて、石巻市の土台をつくってくれた大切なふるさととして旧北上川河川敷の植物調査を数年前から行ってきた。

調査はまだ終わっていない。従ってこの目録も不完全なものである。そればかりではない。この目録に入っている植物で、その後、護岸工事や堤防工事その他で失われてしまったものがかなりある。

工事などで失われる植物は、石巻のふるさとの本来の住人であることが多い。それに反して、工事後に見られる植物のはほとんどは、外来の植物である。石巻のふるさとは、ここでも失われようとしていると言つてよい。

この目録を発表することが、旧北上川河川敷の自然のことを考え、大切にするために少しでも役立てばうれしいことである。

## 座

## 談

## 会

### 「市史編さんに関する構想と問題点」

かねてから、市史編さんに関する委員各自の構想や課題などについて話し合い、記録にとどめてはどうかという声があったので、昨年8月25日午後6時30分と同10時の間、市図書館視聴覚室において標記座談会を開催した。以下は、当夜の出席者各位の発言内容を要約したものである。

(文責在 橋本)

出席者氏名(順不同、敬称略)

佐藤雄一、毛利伸、佐々木豊、木村敏郎、石垣宏、  
鈴木東行、石島恒夫、鈴木敏春、千葉賛一、橋本晶

○佐藤 昭和38年3月に刊行が完了した石巻市史全六巻は、刊行いらい日に至るまで大きな役割を果たしてきているが、私たちは、それをのりこえるような新市史を編さんするために依頼されたものと受けとめ、責任の重大さを痛感しながら日夜調査研究に努めているところである。皆さんには、それぞれ独自の構想を練りながら、それぞれの困難な課題と取り組んでこられたことと思う。

今夜は、それらについての忌憚のないお話し合いをしていただき、今後の展開に役立てたいと思う。その前に、まず、新市史編さんの契機となつた当時の経緯について編さん室の方からご報告願いたい。

○橋本 昭和47年11月初旬、市庁舎で開かれた「市制施行40周年記念事業策定」に関する部課長会議の際、市教委関係記念事業の提案者だった私は、(A)カンターラ「大いなる故郷・石巻」(石島恒夫作詩・小杉太一郎作曲)の公演、(B)新市史の編さん・刊行を提案し、万場一致の賛同を得た。

得たが、団の趣旨については、

(1)、旧市史の刊行終了後の、石巻地方をも含む全国各地における相当数におよぶ遺跡の発掘調査、各種史料の新発見と、それらの具体的な検証に基づいた研究成果の積み重ねは、わが国の考古学・歴史学の定期的な進展をもたらした。その結果、石巻市の原始古代～近代史もまた見直しや書き改めを要求される事態にまでたち至っている。

(2)、旧市史の現代篇は、主として昭和31年以前の行政資料等に基づいたものであるため、石巻市が国の一北上特定地域総合開発計画の指定地域に編入された後における工業港・新漁港の建設、開港や広域行政の推進、公共下水道や河口橋の建設事業をはじめ、産業経済、社会福祉、教育文化各般の向上発展、あるいは広範な都市化現象の進行その他万端にわたっての過去数世紀分にも匹敵するような石巻市の社会変貌の様相はまったく記録されていない。

こうした観点から、各界層市民に対し、原始古代～現代に至る郷土石巻の歴史的発展のすがたについての正しい認識や理解を促すと共に、郷土愛の涵養と、将来の大石巻市建設への意欲の高揚に資するため、市制施行50周年にあたる昭和58年の刊行完了を目標とする新「石巻市史」の編さん、刊行をとりあげられてはどうか。

というような口頭説明を行なった。

その際、趣旨そのものについては万場一致の賛同を得られたものの、事務担当課の問題については、「市史編さん・刊行は、市としての大事

業であるから、担当課は旧市史の場合と同様に総務部庶務課とし、各部と緊密な連繋のもとに進めるべき」という私の要望は、当該課長から強硬に拒絶されたという経緯がある。その後、昭和52年度要求予算（図書費、項目史編さん事業費）添付の説明書に「一趣旨 Ⅰ 基本方針 (1) 目的、(2) 各篇の構成、(3) 分析課題のあらまし、(4) 市史著述上の留意点、Ⅱ 年次計画の概要」を記述した（同説明書のコピーは、後に昭和52年7月1日づけで依頼された市史編さん委員の第一回会議の席上、委員各位に対し、タキ合用としてさしあげた。）

その後は定例会議の開催、市内外に所在の各種史料の調査・収集・研究、委員対市民、委員対学者・研究家間のパイプ役を果たすための「市史編さん資料集・伊寺水門」の継続刊行が進められてきた。前掲Ⅰの(3)「分析課題」中には○縄文式文化時代から弥生式文化時代への移行期の問題○弥生式文化時代から古墳時代への移行期の問題なども挙げておいたが、過般の、委員の皆さんの「越田台遺跡」の発掘調査によって一条の曙光がもたらされた感があり、今後のご研究に期待したい。

○佐藤 では、「自然」について佐々木委員からお話を伺いたい。

○佐々木 旧市史には、生物的自然の記述がぬけているが、いろいろな意味で自然が問題視され続けている今日、それぞれの時代における人間の生産活動がもたらした自然の変化、あるいは、人間の衣食住と自然とのかかわり合いのさまざまなど、それこれをひっくりめた生物的自然は重視されるべきであり、その解明に努力を重ねていきたいと思う。

土壤があり、そこに気象が働いて植物が繁茂し、その植物を人間が衣食住生活に利用してきたわけである。江戸時代の各郷村々の「風土記御

用書出」中に記された神社・仏閣の屋根が板葺きであったり、葺葺きであったり、木下端（杉の皮）葺きだったりするが、それも周囲の自然的環境と無縁ではなかったはずである。

動物的環境についても、この地方は古来、鹿や狼、狸、猪などが多かったものと思われるが、たとえば、川村孫兵衛が北上川の潤替を行なったという江戸時代初期の河川の状態がどうであったか——と共に、動植物の状態がどうであったか——も追求すべきであろう。そのためにはまず、現在の石巻の植生をはじめ、あらゆる自然的環境をしっかりと把握する必要がある。でなければ、以前の状態をつきとめることはできぬと思われる。

○佐藤 続いて木村委員から、先史古代篇についてお話を願いたい。

○木村 先史古代篇についての基本的な問題は、戦後このかたの全国各地における発掘調査の成果をふまえたところの、考古学・歴史学上の科学的な立場から見つめ直し、既成概念をつきくずしながら周密していく点にあり、旧市史中では最も改訂を要する部分ではないかと思う。

最近刊行された他県・他市の県史・市史、および各種発掘調査報告書の検討、参考文献や、市内各遺跡の表面調査によつてもある程度は書けるものの、それでは大方の期待を裏切ることとなる。

そもそも、新市史の各篇には、それぞれ目玉となるものに力点をおいたタマタマがあるべきだと思う。先史古代篇の場合には、いうまでもなく「沼津貝塚」があり、「毛利コレクション」がある。先史時代の石巻地方における人間の生活の態様を具体的に解明するためには、遺跡、特に「沼津貝塚」の本格的な発掘調査が必要である。そして、その調査研究を一つの事業としてとらえ、推進したいと思う。

さいわい、近く文化センターの建設も予定されており、編文式文化の貴重な資料の数々を展示して市民にナマの学習教材を提供できることとなるし、学者・研究家に構成するところも多大なものがあろう。

先ほど編さん室からもお話を出た編文一林生、古墳—奈良などの移行期の問題の解明にしても、該当遺跡の発掘調査が何よりも大きな力となるにちがいない。つまりは具体的な資料で実証することが大切である。

○佐藤 次は、私の担当の「中世篇」であるが、やはり、問題点が少くない。石巻の中世といえば、どうしても「葛西史」が眼目となってくる。初代清重の事績を詳述した『吾妻鏡』は信頼度の高い史料とみられているが、清重・武治・晴信らの事績を記した『葛西史記』『葛西史稿記』『奥島葛西記』などの信憑性については諸説紛々である。

まず、清重の石巻への往来や日和山築城があり得たのかが、疑問。彼

が平泉を中心として活動した事実は『吾妻鏡』によつて明らかである。

私が昨年夏国立史料館で撮影してきた『葛西氏考拠難記』は、江戸時代の写本であるため問題なしとはしないが、同書には、△昔ノ葛西殿ハ平泉義西屋敷ニ住居ニテ、國大名ト成、其ノノ登米郡寺池城ニ居住アリト也。石巻城ハ出張場所ト云。清宗殿石巻鹿島山ヲ出張之城ニ築玉ヘル由ナリ……』と記されている。しかし、石巻の人々は清重の日和山築城説、石巻中心の活動説に執着したがるがないである。

一方、たとえ伝承ではあるにせよ、清重が石巻へ船で来たという点に注目すべきであろうと思う。北畠頼家・頼信兄弟も海路石巻入りしたと伝えられるが、中世の海上交通は、関東→東北の海岸づたいの航路によつたのではないか、あるいはまた、清重の到着後における祝宴の際の、益に柏の葉が落ちて来たという伝承についても、着岸した港における

る祝宴であったのか、それとも真野村における祝宴だったのか、なお、葛西氏の家紋「三ツ柏」は「三ツ葉柏」か、「三つ柏」か、また、脇沢郡大森城の城主柏山伊勢守の家紋「三つ柏」を清重が譲り受けた家紋に先ほど編さん室はどうなのか、など、数々の疑問が残る。

ところで、石巻地方に散在する碑牌は总数五〇〇基以上に達するものと推定されるが、私の調査によれば、造立年代は「文永」が上限でありおそらく、△文永・建治・弘安▽あたりがこの地方における碑牌造立の初発期であろうと思われる。この時期は、実は、関東武士団が本格的な東北経営に乗り出してきた時期とほぼ一致する。つまりは、地頭同士の所領相続、および経営にまつわる相論の激化の時期とぶつかるわけで、なかには、東北経営に見切りをつけ、東北の所領と西国の土地とを交換して西国経営に専念する地頭も出ていた。そういうもろもろの経緯を、「板碑」という具体的な資料によって解明することができれば、石巻地方の一般の人々の理解も得られ易いのではなかろうか。

結局のところ、葛西氏のことは中世史上のほんの一端であって、人間集団と自然とのかかわり合いを通じて、たとえば、「堤」を中心とした農地・山林と集落のすがたなどの考察をとおして、石巻地方の中世史の一端を窺うことができるのではないか。堤や谷田を中心として考えていく場合には「前田」という地名も見逃せないものの一つであろう。

一般の人々の目にふれることのまれな中世関係諸史料を一括、集大成して紹介できれば幸いである。ただし、現在の私の構想と資料に基づく記述は、結局、△ナゾを投げかける中世史▽の形になりそうと思われる。

○佐藤 次に、石垣委員から近世篇についてご報告願いたい。

○石垣 石巻の近世史に関する資料は厖大にある。あり過ぎるほどかも

しれない。これを整理し、編集して市民の近世史理解のために提供する

ことが役目だと思う。今日の石巻市の都市的性格の基盤は江戸時代に形成されたものと考えられる。金華山神で寒流と暖流がぶつかるように、多様な文化が入り込み、定着し、発展してきた石巻の近世史上の特色とな産業の開拓と伸展がみられた点であろう。

そこで、近世篇の記述は次の三本の柱を中心として進めていきたいと考えている。すなわち、(1)通史のなかの近世史、(2)資料篇、(3)分野別近世史。そのため、旧市史の関係部分の見直しを行なうこと、その後における新発見の資料の利用や紹介が眼目となってくる。結局のところ(1)は一般向け、(2)は専門家向け、(3)は両者向けのものといえよう。

次は時代区分の問題であるが、これは個人的な見解にとどまるものではなく、編さん委員会としての統一見解をもって臨みたいと考えているおまか、石巻の近世史のナゾとされることがから、たとえば、川村孫兵衛以前における北上川の流域の問題、政宗の遣欧船サン・ファン・バブヌタ号の造船地の問題などについても、委員会の統一見解に基づいた記述を進めたいと思う。

しばらく前から、機会をとらえては自説を発表し、学者や研究家の批判を仰ぐことを試みていて、立場や環境を異なるかたがたの批判には、私自身構成されることが多い、今後とも続けていくつもりである。

○佐藤 次に、鈴木委員から「民俗」についてのお話をお願いしたい。

○鈴木 文字をもたない、常民々が、日本の歴史の土台を築きあげてきたわけであり、石巻地方とても例外ではない。この地域に散在する民具の採集をはじめ、民俗各般の調査研究の積み重ねからそれを解明してい

くのが私の役目と考え、努力し続けてきたところである。

東廻海運の拠点港であった石巻の「江戸廻米」事業のない手、船頭や水主の出身地は石巻周辺の漁村だったとされている。中でも小竹浜などは、流れの早い潮流に面した漁村であり、古来、*タマシ*に関する豊富な知識と経験なしでは漁業経営ができないところであった。漁民たちの不断の研究、創意工夫、および勇気とが、いろいろな欠陥をもった和船による航海のうえに大きな貢献をもたらしていたのではないか、そして

漁具、漁法の改良などから與われる漁民の知恵とかエネルギーが、ひいては江戸廻米の拠点港石巻の発展に寄与していたのではないかと思う。

市内真野・日向地区の民具調査の際、稻扱き用の「千箇コキ」が數種みられたが、その中の幕末期までのものは地元の鍛冶屋の製品で、明治以降のものは福井県早瀬地方の製品が見られるようになる。地元の工業製品(マニファクチャア殿附)が、関西など先進地のマスプロ段階に入った製品に圧迫されていくという生産・流通の過程など、物をとおして歴史を見る面が旧市史には欠けていた。

動物植物と人間生活とのかかわり合いにしても、昔は和船のカツオ釣りメ(忍冬科の落葉灌木ガマズミ)を採用している点なども、三陸沿岸の漁民の繊細かつ精巧な技術のあらわれとみるべきであろう。

なお、市内で比較的に古い蓄育を温存しているのは福井地区や萩浜地区である。月浦の出産儀礼などをみてても、(1)出産間近かの妊娠の親類の人々、「山の神を迎えて行く」と言って山の神の碑前へ行き、それをおぶする格好をして妊娠の家へ戻り、(2)神棚のローソクに点火し、それを押んで出産する。(3)出産が無事に終わると、また、山の神を背負う格

好をして親類の者二人が山の神の碑前まで行き、山の神を送って家に戻って来る。これも、肉体に祖靈（みたま）が入って初めて人間になる、という日本常民の靈魂觀の具体的ながたとしてみることができる。そのほか石巻市内の正月・盆の年中行事や通過儀礼などをとおしても、日々本人の心々がとらえられると思う。

○佐藤 次に、石島委員から「芸能」についてお話を願いたい。

○石島 しばらく前のことだが、東北放送から「石巻銭場」に取材したラジオ・ドラマの脚本制作を依頼されたとき、旧市史の「銭場史」を参考資料にしたいと思った。しかし、同書には典拠が示されていないため、市史の記述の前後を知りたくても不可能で、閉口させられた。

今日でいう「郷土芸能」は、以前は「民俗芸能」と呼ばれ、さらに、昭和初年当時には「民俗藝術」と称されていた。新市史の「芸能篇」はその、「民俗藝術」の原点に立ち戻って、単なる表面的な資料紹介ではなく、文化史な面、曲・詩・舞い・楽器などの分類、分析や演出面まで踏みこんだ解説がなされねばならない。その意味では、

本田安次博士の諸著作が最も貴重な参考資料になり得るだろうと思う。石巻地方に数多く遺存する「神樂」についても、古代—中世—近世—近代—現代の芸能史、および地方民の生活や宗教とのかかわり合いなど幅の広い角度からの考察と実証が必要だと思う。なおまた、芸能の場合には、單に市史に記録をとどめるだけでなく、保護育成の面、すなわち<sup>タ</sup>保存<sup>タ</sup>についても行政・民間の両者提携による推進が望ましい。

○佐藤 以上で、報告事項は終りとし、次に、時間の許す限り、雑談のかたちの中で、日ごろの研究上のこぼれ話をご紹介願いたい。

○木村 十数年前、総理府編集の写真雑誌「フォト」の都市紹介欄の一

石巻」の見出しに、△北上川と共に生き、黒潮にいどむ石巻」とあったが、石巻の歴史的風土の性格を適切に表現したタイトルだと思う。先史時代の場合も、「古稻井鷺」周辺の風土は精密に考察されるべきだし、沼津をはじめとする諸集落の全体構想が完明されなければならない。

▲先史古代の日本々の中の、東北の中の、そして宮城県の中の「沼津」の位置づけを究明するために、文化センター構想ともからむ「沼津貝塚発掘調査計画」（市教委策定）は、ぜひ実施に移してもらいたいと思う。沼津といえば、以前に、<sup>タ</sup>建物用石巻<sup>タ</sup>が一個出土しているが、当時は狩猟や漁獲が主体であったにせよ、晚期のころには、水稻とは別種の作物の栽培があり得たのではないか、と思われる。

先般実施した「越田遺跡」の発掘調査の際、八世紀前—後期の栗田式土師器の破片が多量に出土している点から推せば、奈良時代初期にはこの地域に大集落が存在したのではないか。「和名抄」にいう余部御はあるいは、沼津—越田台周辺の集落をさしたのではないか、とさえ思われてくる。

○佐藤 川村孫兵衛による北上川下流域替えの以前は、今の牡鹿郡の平地に田らしいものはなく、山あいにしか存在しなかったと思う。岩手県

でも胆沢郡あたりの山あいの方に収穫量が多かつたようだ。

○佐々木 中世の領主は米谷のような山間部に居館を築いて生活している場合が多いと思う。

○石垣 道構からみる限り、地域民は北上川自然堤防上に集落を作り、住んでいたはずである。

○鈴木 水沼の西沢地区の調査では、昔は木製の橋を使って沢水をせき止め、灌漑用水に利用していた形跡がある。

○佐々木 地名で「田」のついているところ、あるいは「根岸」のようなところは中世の発祥、「谷地」や「新田」、「町」は近世のものと思われる。石巻地方では稻井地区に古い地名が多い。沼の開拓は近世以降ではないか。「夷谷地」その他、「谷地」の開拓に関する調査資料などはないものだろうか。

○石垣 寛永年間以降の「換地帳」の徹底的な分析から得られるのではないかと思う。

○木村 稲井地区の真野や水沼には、条里制の遺名「坪」が現存するが条里制の施行後、その当時としては大規模な土木工事が行なわれたものの、中世に荒地化して行ったと考えられないだろうか。石巻地方の場合は地名や板碑、検地帳の調査研究からある程度はつかめるものと思われるが、近世においては、一円支配の領主による大規模な土木工事で平地の開発が行なわれたことと思う。

○佐藤 淹潤のための水利権をだれが握っていたのか——キイボイントになるだろう。たとえば、稻井地区の鶴巣—前田間の沼・堤の管理権は本氏が握っていたという事実が判明しており、こうした面から古い耕地のすがたがつかめるものと思われる。

○木村 水沼の龜山家にある享保年間の「当人數改様」によれば、五人組の人数が五人ではなく七・八人で、大家族構成化しつつあったことが窺われるが、古い人別帳に基づいた本家・分家の聞き取り調査を継続的

に実施していくべきだ。その集落の態様が把握できるのではないかと思う。

○鈴木 構組織の調査、××屋敷などの地名の調査、同族集団の象徴である屋敷神の調査によても、ある程度はつかめるだろう。

話の出た水沼の人別帳にみる農村家族集團の解体・変質の時期とが一致するのは興味深い。農村の消費水準の向上に伴う魚類の消費量増大を物語る事象ではないか。万石浦の塙の生産量拡大と波浪の入浜権をめぐる争論も無関係ではないと思う。消費生活といえば、西廻り海運の拠点だった山形県酒田港へ移入された京都の古着が、灘塙を山越えて原前—鬼首—古川—というコースで県内の木綿問屋に入っている例もある。

○石島 東北新幹線の開通で最も恩恵を受けているのは岩手県だといわれているが、昔も、東北の先進地は岩手県だったようで、芸能関係にしても、京都あたりから岩手県に伝わり、定着したものが、後に浜づたいに南下して宮城県へ入って来ているというケースが多い。

○佐藤 牡鹿半島のどんな漁村にも、また、石巻周辺のどんな辺鄙は部落にも板碑がみられるところからすれば、中世にも、海路によって関東関西の文化がこの地方にもたらされたのではなかろうか。

○鈴木 宮城県では一個所という祝田浜の阿部家の両墓制なども、若狭地方あたりに盛行をみたという点からすれば、やはり西方の宗教文化の渡来であろうが、今のところ来源はさだかでない。

○佐々木 石巻市内の古い寺院の建築様式は安土桃山風のものが多いたが、五十鈴神社が内陆部ではなく、沿岸部に限られているのはどういうわけなのか。神社と境内林の関係も今後の調査研究の対象であろう。

昭和五十八年三月二十日 印刷  
昭和五十八年三月三十日 発行

編纂資料  
石巻市史

伊寺水門 第六集

編集 石巻市史編纂委員会  
発行 石巻市教育委員会  
発行所 石巻市  
印刷所 烏銘木印刷所